

全建事発第 128 号
令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度
の運用および概要について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、国土交通省において「資源有効利用促進法に基づく省令改正」および「ストックヤード運営事業者登録規定」が、令和 5 年 3 月 3 日付で公布された旨をお伝えしたところです。（全建事発第 124 号にて情報提供）

この度、国土交通省より、同制度についての運用（案）および制度概要に関する情報提供がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_指定副産物省令及び再生資源省令の補足説明及び運用
- 02_ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用
- 03_資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について

以 上

担当:事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jugyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
令和5年3月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用（案）について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）に関する補足説明及び運用（案）を別添1のとおり取りまとめたので、お知らせいたします。なお、同補足説明及び運用は、今後予定される宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の公布を踏まえ、改めてお知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、貴団体傘下の建設業者から、関係のあるストックヤード等へストックヤード運営事業者登録規程を周知していただくよう、格段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用（案）について

ストックヤード運営事業者登録規程（令和 5 年 国土交通省告示第 157 号）（以下、「規程」という。）の補足説明及び運用は以下のとおり。

なお、ストックヤード運営事業者登録規程に係る申請及び報告等は、電子メール等により行うものとする。登録申請等に際して提出する書類等の解説は別添 2 「ストックヤード運営事業者登録申請等に際して提出する書類等に関する解説」による。

1. スtockヤードとは（規程第 2 条関係）

(1) 登録申請可能なストックヤードの種類等

「ストックヤード」とは、再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所であって、登録申請可能なストックヤードにはストックヤード及び土質改良プラント、自社の資材置き場などが含まれ、営利・非営利の別を問わない。

なお、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省第 20 号）」（以下「省令」という。）第 6 条第 3 項の規定により搬出元の元請建設工事業業者等には原則として最終搬出先までの確認を求めており（本項の規定は令和 6 年 6 月 1 日施行）、元請業者等は土砂が混合しないよう搬入元別に区管理された非登録ストックヤードに搬出し元請業者等が自ら最終搬出先までの確認を行うか、混合しても最終搬出先までの確認を行う登録ストックヤードか、いずれかを搬出先として選択する必要が生じる。

(2) 公共運営ストックヤード

省令第 6 条第 3 項の規定により搬出元の建設工事の元請建設工事業業者等には原則として最終搬出先までの確認を求めているが、搬出先が国又は地方公共団体が管理する場所（国又は地方公共団体が受領書を交付する場合）である場合には免除される。

2. 登録の申請（規程第 4 条関係）

(1) 登録申請書の記載事項（同条第 1 項）

1) 登録しようとするストックヤード（同項第 8 号）

① 運営し、又は運営しようとするストックヤード

ストックヤード運営事業者が登録申請可能なストックヤードは、申請者が既に運営しているストックヤード又は登録に合わせて運営を開始する予定のストックヤードである（ただ

し、同項第 8 号イに規定する法令の許可等を要するにもかかわらず許可等を受けていないストックヤード、又は同号ロに規定する法令の勧告又は命令を受け必要な措置を完了していないストックヤードを除く。

なお、申請者は、登録申請に際して運営し、又は運営しようとするストックヤードの全てを必ずしも申請する必要はなく、これらの中から申請者が選定し申請することができる。

② 最大堆積可能量

最大堆積可能量は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（以下、「盛土規制法」という。）に規定する許可や届出が必要なストックヤードにあつては、同法に基づく土石の堆積（一時堆積）に関する技術的基準、及び地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例（以下、「土砂条例」という。）の規定により許可や届出が必要なストックヤードにあつては、当該条例の規則で規定する安全基準その他これらの技術的基準等により必要な対策を講じたうえで当該ストックヤードに堆積可能な最大量をいう。

2) 登録しようとするストックヤードに関する許可等の要否及び有無（同項第 9 号）

① 民間団体による土質改良プラント又はストックヤード認証制度

該当なし（令和 5 年 3 月 1 3 日現在）

3) スtockヤードで取扱う土質の区分その他取扱う土砂に関する情報（同項第 10 号）

地方整備局長等は登録ストックヤードの情報を公表し利用者の利便性向上を図るためストックヤード運営事業者の申請情報に基づき当該ストックヤードの受入れ条件等の情報を公表する。

① 取扱う土質区分

当該ストックヤードで取扱う土砂の土質区分は、発生土利用基準（国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号、平成 18 年 8 月 10 日）による区分を標準とする（以下同じ）。

なお、ストックヤードからの「搬出（販売）の際に取扱う土質区分」の記載については、他工事等での利用や販売を目的とした場合のものに限り、土砂処分場への処分を目的とした搬出に係る区分は記載を要しない。

② その他取扱う土砂に関する情報

ストックヤード運営事業者がストックヤードへの受入れ条件や受入れ価格、販売価格等の情報をインターネットで公開している場合には当該 URL を記載（任意）するものとする。

(2) 登録申請書の添付書類（同条第 2 項）

1) 誓約書（同項第 1 号）

変更届又は更新申請において申請者又は役員等、支配人、法定代理人、法定代理人の役員に変更があった場合には、誓約内容を確認のうえ添付すること。

2) 身分証明書（同項第 3 号）

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書」と

は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 2 項に基づき、本籍地の市町村長が発行する身分証明書をいう。

3) 許可証等を証する書類（同項第 6 号及び第 7 号）

ストックヤード運営事業者が関連する同条第 1 項第 7 号のイからハのいずれかの許可等を受けている場合、また、登録しようとするストックヤードが同項第 9 号のイからチのいずれかの許可等を受けている場合にはその全てを申請書に記載し、その許可等を証する書類の写しを添付すること。なお、当該許可等を証する書類のうち添付図面等は省略することができる。

4) 過去 1 年間の土砂の搬入量及び搬入元等を記載した書類（同項第 8 号）

ストックヤードの登録に際して土砂の搬出入記録の状況を事前把握するため実績の添付を求めたもの。ただし、新規ストックヤードなど実績がなく記載困難な場合等には次の優先順位により記載し添付することができるものとする。なお、記載事項のうち「搬出先の種類」について既存資料がない場合には記載を省略することができる。

- ① 登録を行うストックヤードの過去 1 年間の実績
- ② 登録を行うストックヤードの実績（運営期間が 1 年未満の場合には可能な期間）
- ③ これからストックヤードの運営を開始しようとしているなど、搬入量及び搬入元並びに搬出量並びに搬出先に関する実績記録が無い場合には、ストックヤードの名称、所在地、最大堆積可能量を記載

ただし、登録後は規程第 7 条第 1 項に規定する管理状況年報の報告が毎年行えるよう規程第 3 章に規定する土砂の搬出入記録等の必要な業務を行わなければならない。

(3) 更新申請書類（同条第 3 項）

1) 更新の申請書類

更新申請に際し申請書に変更がある場合には変更箇所を赤色文字で記載し届け出ることとし、当該変更に関する規程第 4 条第 2 項の規定する書類を添付することとする。

2) 更新申請に併せて登録内容の変更を行う場合

規程第 4 条第 3 項に規定する更新申請開始可能日（登録有効期間満了日の 180 日前）以降に申請内容の変更も行おうとする場合には更新申請により内容変更も届け出ることが可能なものとする。

3. 登録の拒否（規程第 5 条関係）

(1) 不正又は不誠実な行為をするおそれのあるもの（第 1 項第 10 号）

「ストックヤード運営事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由があるもの」とは、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、ストックヤード運営事業に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予

想されるものをいい、具体的には次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとして取り扱う。

- 1) 過去において、繰り返し登録の取り消しを受けているもの等
- 2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- 3) 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 4) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているもの

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの（同条第1項第11号）

「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」とは、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者などをいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含む。

(3) 警察当局への意見聴取（同条第1項第5号及び第7号から第12号）

申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局等でストックヤード運営事業者の登録を担当する課（以下「建設産業担当課」という。）の長は、同条第1項第5号及び第7号から第12号に該当する事由の有無については、原則として警察当局の意見を聴くものとする。

(4) 登録申請等に係る個人情報の警察当局への提供同意

申請者は、建設産業担当課の長が登録審査にあたり実施する警察当局への意見聴取に際し、申請書（添付書類を含む）に記載した個人情報（法人である場合の役員等（代表者を含む）及び支配人又は個人である場合の本人及び支配人、法定代理人に係るもの）を警察当局に提供されることについて、それぞれ同意を得て申請又は届出を行うものとする。

4. 登録の実施及び公表（規程第6条関係）

(1) 登録の実施又は拒否等に係る標準処理期間（同条第2項及び第3項）

登録の実施又は拒否に係る標準処理期間は、申請書が建設産業担当課に到達した後 90 日間を目安とする。

(2) 登録の公表（同条第4項）

地方整備局長等が規程第6条第4項の規定により行うストックヤード運営事業者登録簿の供覧は、国土交通省のホームページにより行う。なお、公表する登録簿は規程第6条第4項の規定により規程第4条第1項各号の内容のうち、第3号【法人の場合における役員等及び支配人の氏名】、第4号【個人及び支配人の氏名】のうち支配人の氏名、第5号【法定代理人の氏名】を除く。

5. 管理状況年報の報告等（規程第7条関係）

（1）管理状況年報の報告（同条第1項）

本規定における「運営するストックヤード」とは、当該ストックヤード運営事業者の運営するストックヤードのうち規程第4条第1項の申請及び規程第8条第1項の変更届により登録されたストックヤードをいう（規程第7条以下において同じ）

（2）管理状況年報の初年度報告（同条第1項）

土砂搬入搬出管理状況年報（別記様式第五号）の地方整備局長等への報告は、ストックヤード運営事業者が定める事業年度の終了後3月以内に報告することとしているものであるが、当該ストックヤード登録後の初年度報告にあつては、報告対象となる事業年度期間のうち登録日より前の期間を除き報告することができるものとする。また、初年度報告期限が登録日から4月以内のときは、初年度報告を省略することができるものとする。

6. 変更の届出（規程第8条関係）

（1）変更届時の書類（同条第1項）

変更届は、申請書兼変更届出書の前回登録からの変更箇所を赤色文字で記載し届け出ることとし、変更箇所に係る規程第4条第2項の規定の書類を添付することとする。

（2）登録ストックヤードの登録解除（同条第1項）

ストックヤード運営事業者がストックヤードの登録解除を希望する場合、変更届により登録解除を申し出ることができるものとする。その際、地方整備局長等は当該ストックヤードを抹消記録簿に記載するものとする。ただし、登録されたストックヤードの全てを解除するよう申し出る場合には、廃業等届出書を提出しなければならない。

（3）変更の届け出に係る標準処理期間（同条第2項）

変更登録に係る標準処理期間は、変更届出書が建設産業課に到達の後90日間を目安とする。

7. 土砂の搬出先に関する事項の確認等（規程第10条関係）

（1）土砂の搬出先の許可等の確認（同条第1項）

本規定は、ストックヤードから搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう、ストックヤード運営事業者にその運営するストックヤードから土砂を搬出しようとするときは、搬出先が盛土規制法の許可地等であるかなど適正確認を求めているものである。確認の考え方は別添4「ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について」に示す。

（2）土砂の運搬委託先に対する搬出先の確認結果の通知（同条第2項）

建設現場等から土砂を搬出するトラック運送事業者に搬出先が盛土規制法の許可等を受け

ているかどうか確認するよう周知される予定であることから、本規定ではストックヤード運営事業者がその運営するストックヤードからの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して搬出先の名称及び所在地並びに同条第 1 項の確認結果を通知するよう求めているものである。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、ストックヤード運営事業者からの通知は要しない。

(3) 土砂の運搬委託に際して運搬費及び処理に要する費用の適切な反映 (同条第 3 項)

本規定は、ストックヤード運営事業者に対して、その運営するストックヤードからの土砂搬出を他の者に委託する場合、当該搬出者が適正な搬出先に運搬・処理可能なよう土砂の運搬費や処理経費を支払うべき代金に適切に反映するよう努めることを求めているもの。

8. 受領書の確認等 (規程第 11 条関係)

(1) 搬入元に交付する受領書 (同条第 1 項)

本規定は、ストックヤードへの土砂搬入が完了したとき、その搬入元の建設工事ごとに搬入元の建設工事の元請建設工事事業者等に規定第 11 条第 1 項各号に定める事項を記載した受領書の交付を求めているもの。なお、ストックヤードから更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするため土砂の利用種別(盛土利用等又は一時堆積の別※1 (以下、同じ))も記載することとする。また、受領書の記載項目のうち「土砂の搬入量」については、当該土砂の搬入に用いられたダンプトラックの台数や重量計測結果等を土質等の状況に応じて換算する方法や切土又は盛土等の測量結果などにより土砂量を算定し記録しておくことが必要である。なお、「土砂の搬入量」については、体積による表示とし土質区分※2 (以下、同じ)及び地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を併記するものとする。

※1 盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※2 土質区分は、発生土利用基準 (国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号、平成 18 年 8 月 10 日) による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系 ((公社) 地盤工学会) による。

(受領書記載例)	
	令和●年●月●日
(搬出元)	
●●●●●建設工事	
責任者(※) ●●●●殿	(受領先)
	●●●●ストックヤード (株)
	代表取締役 ●●●●

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ●●ストックヤード
■■■県■■■市■■■町■■■丁目■■番地

受領した管理者の商号 : ●●●ストックヤード(株)

搬入元の名称及び所在地 : ●●●●●建設工事
●●●●●県●●●●●市●●●●●町●●●●●丁目●●●●●番地

土砂の搬入量 : 一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日 : 令和●●年●●月●●日

※ 省令第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

(2) 搬出先に交付を求める受領書(同条第2項及び第3項)

1) 受領書の交付者等

受領書の交付により、ストックヤード運営事業者が土砂をどこに運んだのかを明確にする
とともに、搬出した土砂を引き継いで管理する者を明確にすることを目的としている。よっ
て、搬出先においては搬出先の次の管理者に受領書の交付を求めること。

① 土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を
一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所にあつては、当該元請建設工事業
業者等(工事現場の責任者)

② 上記①以外にあつては、搬出した土砂を引き継いで管理する者

なお、受領書は建設発生土の搬出先を事後的に確認できるようにするための証明資料であ
り、搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面(土砂
搬出及び受領証明書)を作成し受領書と見なすものとする。

2) 搬出先に交付を求める受領書

本規定は、規程第10条第1項により事前確認した搬出先に実際に搬出されたことを規定
第11条第2項各号に定める事項を記載した受領書で確認するようを求めているものである。
なお、規程第11条第4項に規定のとおり、ストックヤード運営事業者は最終搬出先まで追
跡する必要があるが、例えば土砂処分場で土砂の再利用を行っている場合もあることから、
当該搬出先から更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするために土砂の利用種
別(盛土利用等又は一時堆積の別)の記載を求めることとする。利用種別が「盛土利用等」
の場合は、持ち込まれた者が土砂の管理を引き継ぐものと考えられるため、ストックヤード
運営事業者によるその後の土砂の追跡は不要とする。また、規程第11条第4項の規定によ
り土砂の追跡を不要とするには、国及び自治体の交付する受領書が必要である。また、土砂
の搬入量については、体積による表示とし土質区分及び「地山量」「締固め量」「ほぐし土量」
など当該土量の算定上の状態を併記するよう求めるものとする。

(受領書記載例)

令和●年●月●日

(搬出元)

●●●ストックヤード(株)

代表取締役 ●●●● 殿

(受領先)

●●●●●建設工事

責任者 ●●●● ※

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ●●●●●建設工事

●●●●●県●●●市●●●町●●●丁目●●●番地●●●地内

受領した管理者の商号 : ●●●建設(株)

搬出元の名称及び所在地 : ●●●ストックヤード

■●●県■●●市■●●町■●●丁目■●●番地

土砂の搬出量 : 盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)

一時堆積 第1種建設発生土 ●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

※ 省令第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

(土砂搬出及び受領証明書記載例)

令和●年●月●日

●●●●●ストックヤード(株)

代表取締役 ●●●●●

土砂搬出及び受領証明書

受領先の名称及び所在地 : ●●●●●土砂処分場

●●●●●県●●●市●●●町●●●番地●●●地内

受領した管理者の商号 : ●●●●●(株)

搬出元の名称及び所在地 : ●●●ストックヤード

■●●県■●●市■●●町■●●丁目■●●番地

土砂の搬出量 : 盛土利用等 第2種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

3) 搬出先から受領書の交付が得られない場合

搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、ストックヤード運営事業者は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に

委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要である。

ただし、ストックヤード運営事業者が、搬出先が「盛土利用等」と認識していた場合においても、搬出先が土砂を更に他の場所へ搬出した場合には、ストックヤード運営事業者は、搬出先を記録することが必要となることから、趣旨を理解して受領書を交付して頂ける搬出先を選定することが重要である。

(3) 受領書の交付を受けたときの確認（同条第3項）

規程第10条第3項及び省令第6条第2項において、受領書の交付を受けたとき行う確認内容は搬出先の名称及び所在地としているが、土砂量についても土砂の状態による変化（土量変化率）を考慮のうえ搬出量と受入量が概ね一致することを確認すること。

(4) 土砂が搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合に作成する書面（同条第4項）

ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから搬出した土砂が規程第10条第1項の規定により同項各号に掲げる事項について確認した搬出先（規程第11条第4項各号のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する第2項各号に掲げる事項を記載した書面を作成するものとする。当該土砂が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とするとしておりその記載例を別紙2 最終搬出先記録に示す。なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで当該書面の作成に代えることができるものとする。

1) 国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所（同項第1号）

「国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所」とは、国又は地方公共団体が管理する場所であって、土砂の搬入後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものをいうものとする。

2) 建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所（同項第2号）

他の工事現場で利用するため一時堆積することをいう。なお、「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」の解釈は次のとおり。

① 「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」とは

当該建設工事の請負契約図書若しくは元請建設工事事業者等が作成する施工計画書において工事場所と定める場所であって、当該元請建設工事事業者等の管理下にある場所をいう。

3) スtockヤード運営事業者が運営するストックヤード（同項第3号）

「運営するストックヤード」の解釈は規定第7条第1項の解釈（5.（1））のとおり。

4) 土砂処分場（再搬出を前提としないもの）

土砂処分場は、搬出先に交付を求める受領書（8.（2）2）のとおり更に他の搬出先へ搬出されることが無いことを明確にすることで、最終搬出先として当該書面に記載することができる。

9. 法令の遵守（規程第13条関係）

本規定は、ストックヤード運営事業者自ら盛土規制法等の法令を遵守するとともに、その運営するストックヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことのないよう、ストックヤード運営事業者から当該ストックヤードの利用者に対し土砂の搬出入に関する法令を遵守するよう指導に努めることを求めたもの。

10. スtockヤード事業者に対する勧告等（規程第17条関係）

勧告に先立って、同条第1項各号のおそれがあるときは、ストックヤード登録事業者に対し必要な助言を行うことができるものとする。

11. 登録の取消し（規程第18条関係）

(1) 関係法令による不利益処分を受けた際の報告による取消し（同条第1項第4号）

本規定は、ストックヤード運営事業者又はその運営するストックヤードにおける土石の堆積その他の行為について規程第7条第2項各号に規定する法令による改善命令等の不利益処分を受けた場合には7日以内に地方整備局長等に報告し、地方整備局長等は当該ストックヤード運営事業者又は当該不利益処分を受けたストックヤードの登録の取消しを行うこととしたもの。

なお、当該取消し後に必要な改善措置を講じた後であれば、規程第5条第1項第2号の規定により登録取消し後5年を待つことなく登録申請を行い、再登録を受けることができる。

なお、規程第7条第2項に規定する報告を行わず、規程第18条第1項第3号の規定により登録取消しとなった場合には5年間再登録を受けることができない。

(1) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると認める場合(同条第1項第5号)

生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると認める場合とは、運営するストックヤードに関してや廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令により生活環境保全上の支障又の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして、支障の除去等の命令を受けたものをいう。

ストックヤード運営事業者の登録申請等に際して提出する書類等に関する解説

1. はじめに

本解説はストックヤード運営事業者登録規程（令和 5 年 国土交通省告示第 1 5 7 号）第 4 条に基づくストックヤード運営事業者の登録申請又は、登録更新申請、第 8 条に基づく登録内容の変更届に必要な書類等の概要について解説するものです。なお、詳細等について下記を参照願います。

- ・ストックヤード運営事業者登録規程及び別記様式
- ・ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用（案）について（別添 1）
- ・ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領（別添 3）

2. 申請先等

申請（新規、更新）及び変更届は、申請者の主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方整備局等の担当部署に送付ください（申請受付開始：令和 5 年 5 月 2 6 日）。

表 1 申請先等（窓口開設：令和 5 年 5 月 1 5 日）

受付機関	担当部署	電話番号	提出方法	
			E-mail	書面
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311(代)	●	×
東北地方整備局	建政部建設産業課	022-225-2171(代)	●	×
関東地方整備局	建政部建設産業第一課	048-601-3151(代)	●	×
北陸地方整備局	建政部計画・建設産業課	025-370-6571	●	×
中部地方整備局	建政部建設産業課	052-953-8572	●	×
近畿地方整備局	建政部建設産業第一課	06-6942-1141(代)	●	×
中国地方整備局	建政部計画・建設産業課	082-221-9231(代)	●	×
四国地方整備局	建政部計画・建設産業課	087-811-8314	●	×
九州地方整備局	建政部建設産業課	092-471-6331(代)	●	×
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代)	×	●

※1 E-mail 提出の場合は「ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領」を参照ください。

※2 書面提出の場合は、書面（紙）を郵送又は持参にて提出ください。

表 2 地方整備局等の管轄区域

地方整備局等	管轄区域
北海道開発局	北海道
東北地方整備局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方整備局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局	沖縄県

3. 申請等に必要書類等

表3 新規及び更新登録申請、変更届に必要な書類

種類	規程様式名	備考
①申請書兼変更届出書等	別記様式一号(1)(2)	
②誓約書	別記様式二号	
③身分証明書(破産者に該当しない)	—	
④役員の住所等に関する調書	別記様式三号	
⑤登記事項証明及び定款	—	
⑥法定代理人の登記事項証明	—	
⑦許可証等の写し	—	
⑧土砂搬入搬出管理票(新規)	別記様式四号	ストックヤード新規登録時

※変更届(変更を伴う更新申請を含む)にあつては、①及び当該変更に係る②から④を添付ください。

4. 申請書類の作成等に関する解説

(1) 申請書兼変更届出書等

1) スtockヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書関係

①登録の種類

次のとおりの申請等の内容に応じて『新規』『更新』『変更』のいずれかを選択ください。

	様式第1号(1)	様式第1号(2)			
		箇所追加あり	記載変更あり	登録を解除する	変更なし
新規登録申請	新規	新規	—	—	—
更新申請	更新※1	新規	変更	解除(自主的)	登録済み (選択変更しない)
変更届	変更※2				

※1 登録有効期間の更新を伴う申請を行う場合(登録内容の「変更」を伴うものを含む)は「更新」を選択ください。

なお、「変更」は変更が生じた日から30日以内に届出ることが必要です。

また、「更新」は登録有効期限の180日前から申請可能です。

※2 様式第1号(1)に変更内容がない場合であっても様式第1号(2)のいずれかに「新規」「変更」「解除」がある場合は「変更」を選択ください。

②申請先の地方整備局長等の名称

申請者の主たる事務所(本社等)の所在地を管轄する地方整備局等(表2)の局長宛に申請ください。

③商号、名称又は氏名

申請者が法人である場合には会社名等を、個人である場合には本人の氏名を記載ください。

④主たる事務所の所在地・連絡先

申請者の主たる事務所(本社等)に関して所在地(住所)や連絡先を記載ください。

なお、E-mailアドレスについては申請手続き中及び登録期間中の申請や届出、報告の手続きの送受信が可能なアドレスを記載ください。

⑤事業年度の開始日

規程第7条第1項により毎事業年度終了後3か月以内に行う「土砂搬入搬出管理年報（1年間）」の提出期限を規定する日付となりますので、申請者で定める事業年度の開始日を記載ください。

⑥関連許可等

該当する許可や登録の有無を記載ください。

なお、該当する許可や登録を有する場合には、これらの許可証等の写しを添付ください。

⑦取扱う土質や料金表等の情報

申請者がある運営するストックヤードで取扱う建設発生土の土質や料金、受入れ条件等について、インターネットによる情報提供をされている場合には、代表ページのURLを記載ください（任意）。

2) スtockヤード関係

①登録の種類

様式第1号(2)の申請等の内容に応じて『新規』『変更』『解除』のいずれかを選択ください。

	様式第1号(2)			
	箇所追加あり	記載変更あり	登録を解除する	変更なし
新規登録申請	新規	—	—	—
更新申請	新規	変更	解除（自主的）	登録済み (選択変更しない)
変更届				

※全てのストックヤードの登録を解除したいときは廃業等届出書によってください。

②名称

当該ストックヤードの名称を記載すること（名称がない場合は当該運営事業者の他のストックヤードと名称が重複しないよう名称を付けてください）。

また当該ストックヤードを管理する事務所等の電話番号がある場合記載ください。

③所在地

当該ストックヤードの所在地を郵便番号、都道府県、市区町村及び地番まで記載ください。所在地が複数の地番にまたがる場合には、「〇〇番地ほか」等で記載ください。

④最大堆積可能量

当該ストックヤードで安全に堆積可能な最大量を記載ください。

その際、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）規定する許可や届出が必要なストックヤードにあつては、同法に基づく土石の堆積（一時堆積）に関する技術的基準、及び地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例（条例の名称は地方公共団体によって異なる）の許可や届出を要するストックヤードあつては、当該条例の規則で規定する安全基準その他これらの技術的基準等により必要な対策を講じたうえで堆積可能な最大量を記載ください。

⑤許可等の状況

当該ストックヤードが別記様式第1号(2)に記載された法令等の許可や届出、認可等を要するか否か、また、これらの許可等の有無を記載のうえ当該許可証等の写しを添付ください。

⑥取扱う土質区分

当該ストックヤードで受入れ時及び搬出時（販売）に取扱う土砂の土質の区分について、該当する全ての項目にチェック（☑）を入れてください。

なお、本項目はストックヤードの利用者に対して情報提供するものであり、搬出時のうち「土砂処分場への処分」のための搬出土砂の土質区分は記載対象外とします。

土質区分については、「発生土利用基準（国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号、平成 18 年 8 月 10 日）」（※）を参照ください。

また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて様式第 1 号(1)に代表ページの URL を記載（任意）ください。

※ <https://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/hasseido/060810kijyun.pdf>

⑦受入れ条件

当該ストックヤードへの土砂受入れ条件の概要について、該当する全ての項目にチェック（☑）を入れてください。

- ・ 公共工事限定 : 搬入元を公共工事に限定している場合
- ・ 自社関係工事限定 : 搬入元を自社又は関連会社が行う工事に限定している場合
- ・ 搬入元制限なし : 搬入元の種類によって特に制限を設けていない場合
- ・ 応相談 : 個別に調整を要する場合

また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて様式第 1 号(1)に代表ページの URL を記載（任意）ください。

(2) 添付書類

以下の書類を添付ください。

1) 誓約書

別記様式第 2 号について各誓約事項を確認のうえ該当項目にチェック（☑）を入れてください。なお、申請者、申請者の役員等、申請者の支配人、法定代理人及び法定代理人の役員のいずれかに変更があった場合には変更届又は更新申請に際して誓約書内容を確認のうえ添付ください。

2) 役員等の住所等に関する調書

規程第 4 条第 2 項第 2 号のとおり。

3) 身分証明書

規程第 4 条第 2 項第 3 号のとおり。なお、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 2 項に基づき、本籍地の市町村長が発行するものをいいます。

4) 登記事項証明及び定款

規程第 4 条第 2 項第 4 号のとおり。

5) 法定代理人の登記事項証明

規程第 4 条第 2 項第 5 号のとおり。

6) 許可証等の写し

規程第 4 条第 2 項第 6 号のとおり。なお、許可証等の写しは当該許可証等に添付の図面等を省略することができる。

7) 土砂搬入搬出管理票（新規）

ストックヤードの登録に際して、土砂の搬出入記録の状況を事前把握するため実績の添付を求めたものです。ただし、新規ストックヤードなど実績がなく記載困難な場合等には次の優先順位により記載し添付することができるものとする。なお、記載事項のうち「搬出先の種類」について既存資料がない場合には記載を省略することができる。

- ① 登録を行うストックヤードの過去1年間の実績
- ② 登録を行うストックヤードの実績（運営期間が1年未満の場合には可能な期間）
- ③ これからストックヤードの運営を開始しようとしているなど、搬入量及び搬入元並びに搬出量並びに搬出先に関する実績記録が無い場合には、ストックヤードの名称、所在地、最大堆積可能量を記載

ただし、登録後は規程第7条第1項に規定する管理状況年報の報告が毎年行えるよう規程第3章に規定する土砂の搬出入記録等の必要な業務を行わなければならない。

ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領

1. 申請先等

申請書等はストックヤード運営事業者の主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方整備局等の担当部署に送付するものとする（受付開始：令和5年5月26日）。

受付機関	担当部署	電話番号	E-mail
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311(代)	hkd-ky-stockyard@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	建政部建設産業課	022-225-2171(代)	thr-82stockyard@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局	建政部建設産業第一課	048-601-3151(代)	ktr-syard-touroku@mlit.go.jp
北陸地方整備局	建政部計画・建設産業課	025-370-6571	kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	建政部建設産業課	052-953-8572	cbr-kensanka@mlit.go.jp
近畿地方整備局	建政部建設産業第一課	06-6942-1141(代)	kkr-stockyardtouroku@mlit.go.jp
中国地方整備局	建政部計画・建設産業課	082-221-9231(代)	stockyard@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	建政部計画・建設産業課	087-811-8314	skr-88stockyard@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	建政部建設産業課	092-471-6331(代)	qsr-stockyard@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代)	(書面受付のみ)

窓口開設：令和5年5月15日

2. 電子メールによる送付時の注意

電子メールは本文及び添付ファイルの合計サイズは20MB以下とする。

また、電子メールのタイトルには送付内容及び申請者名（法人名等）を記載ください。

例【新規/変更/更新】運営事業者登録申請（●●●●（株））

【報告】土砂搬入搬出管理年報（●●●●（株））

3. 添付書類のデータ形式等

(1) 新規及び更新登録申請、変更届

種類	様式名	提出方法
①申請書兼変更届出書等	別記様式一号(1)(2)	申請書ファイル内
②誓約書	別記様式二号	申請書ファイル内
③身分証明書（破産者に該当しない）	—	スキャンデータ等
④役員の住所等に関する調書	別記様式三号	役員等調書ファイル
⑤登記事項証明及び定款	—	スキャンデータ等
⑥法定代理人の登記事項証明	—	スキャンデータ等
⑦許可証等の写し	—	スキャンデータ等
⑧土砂搬入搬出管理票（新規）	別記様式四号	土砂搬入搬出管理票ファイル

注1) 変更届（変更を伴う更新申請を含む）にあつては、①及び当該変更に係る②から⑦を添付することで可。

注2) スキャンデータ等はPDF、JPG、TIFFのいずれかのデータ形式とすること。

なお、提出前に文字等が判読可能なことを確認しておくこと。

注3) ファイル名等の例、スキャンデータ等は種類別に1つのファイルにまとめるか、ページごとにファイル名の番号に枝番を付すこと。

- ・申請書（Excel データ） → 01 申請書ファイル（会社名等）（※）
- ・住民票（スキャンデータ） → 02 身分証明書
- ・役員の住所等に関する調書（Excel データ） → 03 役員等の調書（※）
- ・登記事項証明及び定款（スキャンデータ） → 04 登記事項証明及び定款

- ・法定代理人の登記事項証明（スキャンデータ） → 05 法定代理人
- ・許可証等（スキャンデータ） → 06 許可証等
- ・土砂搬入搬出管理票（Excel データ） → 07 土砂搬入搬出管理票（※）
※Excel 形式で送付すること

(2) 土砂搬入搬出管理年報報告

種類	様式	提出方法
土砂搬入搬出管理年報	別記様式五号	土砂搬入搬出管理年報ファイル

注1) ファイル形式は Excel 形式とする

注2) ファイル名は 報告年月日+土砂搬入搬出管理年報(運営事業者名) とする。

例 20230626 土砂搬入搬出管理年報 (●●●● (株))

(3) 廃業等届

種類	様式	提出方法
廃業等届出書	別記様式六号	廃業等届出書

注1) ファイル形式は Excel 形式又は PDF 形式とする

注2) ファイル名は 報告年月日+廃業等届出書(運営事業者名) とする。

例 20230626 廃業等届出書 (●●●● (株))

(4) その他

以下の報告等について様式は特に定めていないため適宜提出

- ・規程第7条第2項に基づく報告
- ・規程第17条第3項に基づく報告又は資料提出

ストックヤード運営事業者登録の「申請書ファイル」に関する注意事項について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
令和5年3月

本ファイルはストックヤード運営事業者登録申請等の際に必要な表1の様式をまとめたものです。以下の注意事項を確認のうえ申請書を作成ください。

1. 共通事項

- (1) 本ファイルは申請する事業者ごとに1つのファイルで作成ください。
 - ・本ファイルでは10箇所までのストックヤードの登録申請が可能です。
 - ・将来10箇所を超える可能性がある場合は、あらかじめ20箇所用の申請書ファイルを使用してください。
 - ・本ファイルでは、列の削除などやシート間の移動・挿入・削除が行えないよう制限を行っています。
- (2) 次回更新申請や変更届の際には、登録後に返送された登録済の申請書ファイルを使用してください。
- (3) 運営事業者やストックヤードの登録抹消後やストックヤードの登録解除後に、これらを再登録する場合を除き、登録済の申請書ファイルを他の運営事業者の申請で流用せず、必ず新しい申請書ファイルを用意して使用ください。
- (4) 入力箇所は全て入力ください。

	赤色・・・必須記入箇所
	薄黄色・・・必要に応じて入力する箇所（必要事項が入力されていない場合には登録しない場合があります）

表1 本申請書ファイルの構成

様式名	様式名	タイトル	申請書ファイルのシート名		用途	
			新規	更新・変更	新規	更新・変更
様式第一号 (1) (第四条第一項関係)		ストックヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書		申請書 (1)	●	●
様式第一号 (2) (第四条第一項関係)		ストックヤード		申請書 (2-X)	●	○
様式第二号 (第四条第二項第一号関係)		誓約書		誓約書	●	○

凡例

- ：必須記入又は修正
- ：必要に応じて修正

2. 申請書(1)について ～ストックヤード運営事業者登録申請書～

(1) シート「申請書(1)」は、ストックヤード運営事業者の登録申請書になります。

なお、新規登録申請のほか更新申請、変更届にあたっても使用します。

『更新』『変更』の場合もすべての項目を記載(変更箇所以外も記載したままとする)し、変更箇所は赤文字としてください。

(2) 「登録の種類」の選択

申請者は申請書(1)の申請内容及び申請書(2)の申請の種類に応じて『新規』『更新』『変更』のいずれかを選択してください。

申請書(1)		申請書(2)	
	箇所追加あり	記載変更あり	登録を解除する
新規登録申請	新規	—	変更なし
更新申請	更新※1	—	—
変更届	変更※2	変更	解除(自主的) 登録済み (選択変更しない)

※1 登録有効期間の更新を伴う申請を行う場合(登録内容の「変更」を伴うものを含む)は「更新」を選択してください

なお、「変更」は変更が生じた日から30日以内に届出ることが必要です

また、「更新」は登録有効期限の180日前から申請可能です

※2 申請書(1)に変更内容がない場合であっても申請書(2)のいずれかに「新規」「変更」「解除」がある場合は「変更」を選択してください

※3 「登録済み」「抹消(取消処分)」は受付側が選択する項目となります

※4 「抹消(取消処分)」「解除(自主的)」「解除(自主的)」後に再登録を行う場合には返送された登録済の申請書ファイルを利用のうえ「新規」を選択してください

(3) その他の入力項目説明

① 11行目 申請内容：先に「申請の種類」を選択のうえ本項目で選択入力ください。

申請の種類	選択内容
新規登録申請	この申請書により、ストックヤード運営事業者の登録を申請します。
更新申請	この申請書により、ストックヤード運営事業者の登録の更新を申請します。
変更届け	この変更届出書により、ストックヤード運営事業者の登録事項の変更を届け出ます。

② 12行目 申請・届出年月日：申請又は届出の申請年月日を入力ください。

※「更新申請」又は「変更届」の際にも、忘れず申請(届出)年月日を入力ください。

③ 13行目 申請先の地方整備局長等の名称：17行目の「都道府県」(申請者の主たる事務所の所在地)に応じて自動表示されます。

④ 16行目 商号、名称又は氏名：申請者が法人である場合には会社名等を、個人である場合には本人の氏名を入力ください。

⑤ 17～19行目 主たる事務所の所在地・連絡先：申請者の主たる事務所(本社等)に関して所在地(住所)や連絡先を入力ください。
なお、E-mailアドレスについては申請手続き中及び登録期間中の申請や届出、報告の手続きの送受信が可能なアドレスを記載ください。

⑥ 21行目 代表者の氏名：申請者が法人である場合には代表者名を入力ください(個人登録の場合の氏名は、ここには入力しないこと)。

⑦ 27～45行目 役員等又は支配人の氏名等：様式に記載の説明を参照ください。

⑧ 46～57行目 法定代理人：未成年者であり法定代理人を設けている場合に入力ください。

- ⑨ 58行目 事業年度の開始日：規程第7条第1項により毎事業年度終了後3か月以内に行う「土砂搬入搬出管理年報（1年間）」の提出期限を規定する日付となりますので、申請者で定める事業年度の開始日を記載ください。
- ⑩ 61～63行目 関連許可等：該当する許可や登録の有無を入力ください。
なお、該当する許可や登録を有する場合には、これらの許可証等の写しを添付することで、その他の添付書類の一部を省略できます。
- ⑪ 65行目 取扱う土質や料金表等の情報：申請者がその運営するストックヤードで取扱う建設発生土の土質や料金、受入れ条件等について、インターネットによる情報提供をされている場合には、代表ページのURLを入力ください（任意入力）。

3. 申請書(2)について ～ストックヤード登録～

(1) シート「申請書(2)」は、ストックヤードに関する申請になります。
「変更」「解除」の際であってもすべての項目を記載（変更箇所以外も記載したままとする）し、**変更箇所は赤字**としてください。

(2) 登録申請するストックヤードごとに「申請書(2-1)～申請書(2-10)」の順番で入力ください
登録された後は、(申請書2-1)から(申請書2-2)へなどの記載内容の移替え等を行わないでください。
また、登録を「解除」した場合や「抹消」された場合も、当該シートの**記載内容を削除しない**でください。

(3) 「登録の種類」の選択
申請書(2)の申請内容に応じて『新規』『変更』『解除(自主的)』の**いずれかを選択**してください。

申請書(2)			
箇所追加あり 新規	記載変更あり -	登録を解除する -	変更なし -
新規登録申請			登録済み (選択変更しない)
更新申請	変更	解除(自主的)	
変更届			

- ※1 「登録済み」「抹消(取消処分)」は受付側で選択する項目となりますので、申請者は選択しないでください。
- ※2 「抹消(取消処分)」「解除(自主的)」後に再登録を行う場合には、返送された登録済の申請書ファイルを利用のうえ「新規」を選択ください。
- ※3 全てのストックヤードを登録解除する場合は、廃業等届出書を提出ください。

(4) その他の入力項目説明

- ①10行目 名称：当該ストックヤードの名称を入力ください（名称がない場合は名称を付けてください）。
- ②10～11行目 所在地：当該ストックヤードの所在地を郵便番号、都道府県、市区町村及び地番までを入力ください。
- ③11行目 TEL：当該ストックヤードを管理する事務所等の電話番号がある場合入力ください。

④12行目 最大堆積可能量：当該ストックヤードで安全に堆積可能な最大量を記載ください。
その際、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)規定する許可や届出が必要なストックヤードにあっては、同法に基づく土石の堆積(一時堆積)に関する技術的基準、及び地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例(条例の名称は地方公共団体によって異なる)の許可や届出を要するストックヤードにあっては、当該条例の規則で規定する安全基準その他これらの技術的基準等により必要な対策を講じたうえで堆積可能な最大量を記載ください。

⑤15～24行目 許可等の状況：当該ストックヤードが記載された法令等の許可や届出、認可等を要するか否か、また、これらの許可等の有無を選択入力ください。
 なお、民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証は現時点で該当なし（令和5年3月13日現在）

⑥28～32行目 取扱う土質区分：当該ストックヤードで受入れ時及び搬出時（販売）に取扱う土砂の土質の区分について、該当する全ての□をクリックして☑としてください。
 なお、本項目はストックヤード利用者に対して情報提供するものであるため搬出時のうち「土砂処分場への処分」のための搬出土砂の土質区分は記載対象外とします。
 土質区分については、「発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国官計第59号、平成18年8月10日）」を参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/hasseido/060810ki.ivun.pdf>

本項目に関する「変更」の際の「赤文字」は□や☑ではなく、項目名「第1種建設発生土」等の文字に対して行ってください。
 また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて申請書（1）に代表ページのURLを入力（任意）ください。

⑦35行目 受入れ条件：当該ストックヤードへの土砂受入れ条件の概要について、該当する全ての□をクリックして☑としてください
 公共工事限定
 ……搬入元を公共工事に限定している場合
 自社関係工事限定
 ……搬入元を自社又は関連会社が行う工事に限定している場合
 搬入元制限なし
 ……搬入元の種類によって特に制限を設けていない場合
 応相談
 ……個別に調整を要する場合

本項目に関する「変更」の際の「赤文字」は□や☑ではなく、項目名「公共工事限定」等の文字に対して行ってください
 また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて申請書（1）に代表ページのURLを入力（任意）ください。

4. 「誓約書」について

- ①各誓約事項を確認のうえ該当項目の□をクリックし☑としてください。
- ②申請者、申請者の役員等、申請者の支配人、法定代理人及び法定代理人の役員がいずれかに変更があった場合には誓約書を再提出してください。
- ③「変更」の際の「赤文字」は最下段の会社名や代表者名、法定代理人についてのみ行ってください。

5. 申請書ファイルにおける編集制限の内容（参考）

本申請書ファイルでは、以下の編集の制限を設定しています

	入力箇所以外の変更	セル書式設定	行の挿入	列の挿入	行の削除	列の削除
申請書（1）	X	○	X	X	X	X
申請書（2）	X	○	X	X	X	X
誓約書	X	○	X	X	X	X

※行及び列単位の書式設定は不可

その他、ファイル内のシート構成変更について編集の制限を行っています。

6. 申請にあたり「申請書ファイル」以外に必要な添付書類

規程第4条第2項各号に定める添付書類の概要は次のとおり

なお、送付方法の詳細は「ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領」を参照ください。

種類	適用	備考
申請書(1)(2)	申請書ファイル内	
誓約書	申請書ファイル内	
役員等の住所等に関する調書	別添ファイル	法人の役員・本人・支配人・法定代理人・法定代理人の役員の住所、生年月日等
身分証明書(破産者に該当しない)	別添添付	本籍の市町村で発行する証明書 ※
登記事項証明及び定款	別添添付	
法定代理人の登記事項証明	別添添付	
許可証等の写し	別添添付	
土砂搬入搬出管理票(新規)	別添ファイル	

※規程第4条第1項第7号のイ～ハ又は同項9号のハ又は二に関する許可や登録、認可(申請書(1))で入力を求めているものを証する許可証等の写しを添付する場合には、これらの書類の添付を省略することができます。

ストックヤード運営事業者登録の「申請書ファイル」に関する注意事項について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
令和5年3月

本ファイルはストックヤード運営事業者登録申請等の際に必要な表1の様式をまとめたものです。以下の注意事項を確認のうえ申請書を作成ください。

1. 共通事項

- (1) 本ファイルは申請する事業者ごとに1つのファイルで作成ください。
 - ・本ファイルでは20箇所までのストックヤードの登録申請が可能です。
 - ・本ファイルでは、列の削除などやシート間の移動・挿入・削除が行えないよう制限を行っています。
- (2) 次回更新申請や変更届の際には、登録後に返送された登録済の申請書ファイルを使用してください。
- (3) 運営事業者やストックヤードの登録抹消後やストックヤードの登録解除後に、これらを再登録する場合を除き、登録済の申請書ファイルを他の運営事業者の申請で流用せず、必ず新しい申請書ファイルを用意して使用ください。
- (4) 入力箇所は全て入力ください。

	赤色
	薄黄色

 ・・・・必須記入入力箇所
 ・・・・必要に応じて入力する箇所（必要事項が入力されていない場合には登録しない場合があります）

赤色が残らないよう作成してください。

表1 本申請書ファイルの構成

様式名	様式名	タイトル	申請書ファイルのシート名		用途	
			新規	更新・変更	新規	更新・変更
様式第一号 (1) (第四条第一項関係)		ストックヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書	申請書 (1)	●	●	●
様式第一号 (2) (第四条第一項関係)		ストックヤード	申請書 (2-X)	●	●	○
様式第二号 (第四条第二項第一号関係)		誓約書	誓約書	●	●	○

凡例 ●：必須記入又は修正
○：必要に応じて修正

2. 申請書(1)について ～ストックヤード運営事業者登録申請書～

(1) シート「申請書(1)」は、ストックヤード運営事業者の登録申請書になります。
なお、新規登録申請のほか更新申請、変更届にあたっても使用します。

『更新』『変更』の場合もすべての項目を記載(変更箇所以外も記載したままとする)し、変更箇所は赤字としてください。

(2) 「登録の種類」の選択

申請者は申請書(1)の申請内容及び申請書(2)の申請の種類に応じて『新規』『更新』『変更』のいずれかを選択してください。

	申請書(1)		申請書(2)		変更なし	
	新規登録申請	更新申請	変更届	値所追加あり		記載変更あり
新規登録申請	新規			新規		
更新申請		更新※1		新規	変更	登録済み (選択変更しない)
変更届		変更※2				解除(自主的)

※1 登録有効期間の更新を伴う申請を行う場合(登録内容の「変更」を伴うものを含む)は「更新」を選択してください

なお、「変更」は変更が生じた日から30日以内に届出ることが必要です

また、「更新」は登録有効期限の180日前から申請可能です

※2 申請書(1)に変更内容がない場合であっても申請書(2)のいずれかに「新規」「変更」「解除」がある場合は「変更」を選択してください

※3 「登録済み」「抹消(取消処分)」は受付側が選択する項目となります

※4 「抹消(取消処分)」「解除(自主的)」「後に再登録を行う場合」には返送された登録済の申請書ファイルを利用のうえ「新規」を選択してください

(3) その他の入力項目説明

① 11行目 申請内容：先に「申請の種類」を選択のうえ本項目で選択入力ください。

申請の種類	選択内容
新規登録申請	この申請書により、ストックヤード運営事業者の登録を申請します。
更新申請	この申請書により、ストックヤード運営事業者の登録の更新を申請します。
変更届け	この変更届出書により、ストックヤード運営事業者の登録事項の変更を届け出ます。

② 12行目 申請・届出年月日：申請又は届出の申請年月日を入力ください。

※「更新申請」又は「変更届」の際にも、忘れず申請(届出)年月日を入力ください。

③ 13行目 申請先の地方整備局長等の名称：17行目の「都道府県」(申請者の主たる事務所の所在地)に応じて自動表示されます。

④ 16行目 商号、名称又は氏名：申請者が法人である場合には会社名等を、個人である場合には本人の氏名を入力ください。

⑤ 17～19行目 主たる事務所の所在地・連絡先：申請者の主たる事務所(本社等)に関して所在地(住所)や連絡先を入力ください。
なお、E-mailアドレスについては申請手続き中及び登録期間中の申請や届出、報告の手続きの送受信が可能なアドレスを記載ください。

⑥ 21行目 代表者の氏名：申請者が法人である場合には代表者名を入力ください(個人登録の場合の氏名は、ここには入力しないこと)。

⑦ 27～45行目 役員等又は支配人の氏名等：様式に記載の説明を参照ください。

⑧ 46～57行目 法定代理人：未成年者であり法定代理人を設けている場合に入力ください。

- ⑨ 58行目 事業年度の開始日：規程第7条第1項により毎事業年度終了後3か月以内に行う「土砂搬入搬出管理年報（1年間）」の提出期限を規定する日付となりますので、申請者で定める事業年度の開始日を記載ください。
- ⑩ 61～63行目 関連許可等：該当する許可や登録の有無を入力ください。
なお、該当する許可や登録を有する場合には、これらの許可証等の写しを添付することで、その他の添付書類の一部を省略できます。
- ⑪ 65行目 取扱う土質や料金表等の情報：申請者がその運営するストックヤードで取扱う建設発生士の土質や料金、受入れ条件等について、インターネットによる情報提供をされている場合には、代表ページのURLを入力ください（任意入力）。

3. 申請書（2）について ～ストックヤード登録～

(1) シート「申請書（2）」は、ストックヤードに関する申請になります。
「変更」「解除」の際であってもすべての項目を記載（変更箇所以外も記載したままとする）し、**変更箇所は赤字**としてください。

(2) 登録申請するストックヤードごとに「申請書（2-1）～申請書（2-10）」の順番で入力ください
登録された後は、（申請書2-1）から（申請書2-2）へなどの記載内容の移替え等を行わないでください。
また、登録を「解除」した場合や「抹消」された場合も、当該シートの**記載内容を削除しないでください**。

(3) 「登録の種類」の選択

申請書（2）の申請内容に応じて『新規』『変更』『解除（自主的）』の**いずれかを選択**してください。

		申請書（2）	
	箇所追加あり	記載変更あり	登録を解除する
新規登録申請	新規	—	—
更新申請	新規	変更	解除（自主的）
変更届	—	—	登録済み (選択変更しない)

- ※1 「登録済み」「抹消（取消処分）」は受付側で選択する項目となりますので、申請者は選択しないでください。
※2 「抹消（取消処分）」「解除（自主的）」後に再登録を行う場合には、返送された登録済の申請書ファイルを利用のうえ「新規」を選択ください。
※3 全てのストックヤードを登録解除する場合は、廃業等届出書を提出ください。

(4) その他の入力項目説明

- ①10行目 名称：当該ストックヤードの名称を入力ください（名称がない場合は名称を付けてください）。
- ②10～11行目 所在地：当該ストックヤードの所在地を郵便番号、都道府県、市区町村及び地番までを入力ください。
- ③11行目 TEL：当該ストックヤードを管理する事務所等の電話番号がある場合入力ください。

④12行目 最大堆積可能量：当該ストックヤードで安全に堆積可能な最大量を記載ください。
その際、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）規定する許可や届出が必要なストックヤードにあっては、同法に基づく土石の堆積（一時堆積）に関する技術的基準、及び地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例（条例の名称は地方公共団体によって異なる）の許可や届出を要するストックヤードにあっては、当該条例の規則で規定する安全基準その他これらの技術的基準等により必要な対策を講じたうえで堆積可能な最大量を記載ください。

⑤15～24行目 許可等の状況：当該ストックヤードが記載された法令等の許可や届出、認可等を要するか否か、また、これらの許可等の有無を選択入力ください。
なお、民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証は現時点で該当なし（令和5年3月13日現在）

⑥28～32行目 取扱う土質区分：当該ストックヤードで受入れ時及び搬出時（販売）に取扱う土砂の土質の区分について、該当する全ての□をクリックして☑としてください。
なお、本項目はストックヤード利用者に対して情報提供するものであるため搬出時のうち「土砂処分場への処分」のための搬出土砂の土質区分は記載対象外とします。
土質区分については、「発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）」を参照ください。
https://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/hasseido/060810ki_jyun.pdf

本項目に関する「変更」の際は「赤字」は□や☑ではなく、項目名「第1種建設発生土」等の文字に対して行ってください。
また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて申請書（1）に代表ページのURLを入力（任意）ください。

⑦35行目 受入れ条件：当該ストックヤードへの土砂受入れ条件の概要について、該当する全ての□をクリックして☑としてください
公共工事限定
……搬入元を公共工事に限定している場合
自社関係工事限定
……搬入元を自社又は関連会社が行う工事に限定している場合
搬入元制限なし
……搬入元の種類によって特に制限を設けていない場合
応相談
……個別に調整を要する場合

本項目に関する「変更」の際は「赤字」は□や☑ではなく、項目名「公共工事限定」等の文字に対して行ってください
また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて申請書（1）に代表ページのURLを入力（任意）ください。

4. 「誓約書」について

- ①各誓約事項を確認のうえ該当項目の□をクリックし☑としてください。
- ②申請者、申請者の役員等、申請者の支配人、法定代理人及び法定代理人の役員のいずれかに変更があった場合には誓約書を再提出ください。
- ③「変更」の際は「赤字」は最下段の会社名や代表者名、法定代理人についてのみ行ってください。

5. 申請書ファイルにおける編集制限の内容（参考）

本申請書ファイルでは、以下の編集の制限を設定しています

	入力箇所以外の変更	セル書式設定	行の挿入	列の挿入	行の削除	列の削除
申請書（1）	×	○	×	×	×	×
申請書（2）	×	○	×	×	×	×
誓約書	×	○	×	×	×	×

※行及び列単位の書式設定は不可

その他、ファイル内のシート構成変更について編集の制限を行っています。

6. 申請にあたり「申請書ファイル」以外に必要な添付書類

規程第4条第2項各号に定める添付書類の概要は次のとおり
なお、送付方法の詳細は「ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領」を参照ください。

種類	適用	備考
申請書(1)(2)	申請書ファイル内	
誓約書	申請書ファイル内	
役員等の住所等に関する調書	別添ファイル	法人の役員・本人・支配人・法定代理人・法定代理人の役員の住所、生年月日等
身分証明書(破産者に該当しない)	別添添付	本籍の市町村で発行する証明書
登記事項証明及び定款	別添添付	
法定代理人の登記事項証明	別添添付	
許可証等の写し	別添添付	
土砂搬入搬出管理票(新規)	別添ファイル	

※規程第4条第1項第7号のイ～ハ又は同項9号のハ又は二に関する許可や登録、認可(申請書(1))で入力を求めているものを証する許可証等の写しを添付する場合には、これらの書類の添付を省略することができます。

別記様式第三号（第四条第二項第二号関係）

法人の役員等
 本配人
 支配人
 法定代理人
 法定代理人の役員等

の住所、生年月日等に関する調書

(フリガナ) 商号又は名称	
所在地	

(フリガナ) 氏名	役名等	生年月日	住所

- 備考
- 1 法人である場合においては、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）及び支配人。
 - 2 個人である場合においては、本人及び支配人、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法人である場合においては、その役員等）。
 - 3 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載すること。
 - 4 記載欄が不足する場合は適宜追加し記載すること。

ストックヤード運営事業者登録の「土砂搬入搬出管理票ファイル」に関する注意事項について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
令和5年3月

1. 「管理票（新規）」について

- (1) ストックヤード運営事業者として新たに登録する全てのストックヤードについて入力ください（更新・変更時に記載内容の変更は不要）。本資料は申請されたストックヤードに関して土砂の搬出入記録の状況を把握するよう実績を求めめるものです。
- ただし、新規ストックヤードなどでは記載が困難な場合等も想定されることから次の優先順位に従って入力ください。
- ①登録を行うストックヤードの過去1年間の実績
 - ②登録を行うストックヤードの実績（運営期間が1年未満の場合には可能な期間）
 - ③これからストックヤードの運営を開始しようとしているなど、搬入量及び搬入元並びに搬出量及び搬出先に関する実績記録がない場合には、ストックヤードの名称、所在地、最大堆積可能量など（背景赤着色部分）
- ただし、この場合であっても登録後には毎年度登録された全てのストックヤードで第7条第1項に規定する管理状況年報報告が行えるよう、規程第3章に規定する土砂の搬出入記録等の必要な業務を行わなければならない。

(2) その他の入力項目説明

- ① **提出に係る期間**
直近の過去1年間（申請者の定める事業年度期間のうち直近のもの）
- ② **期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】**
当該ストックヤードが受入れた土砂等の量の合計
- ③ **期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】**
当該ストックヤードから搬出された土砂等の量の合計（内訳に記載した搬出先別の搬出量の合計）
- ④ **搬出先別の搬出量の内訳**
搬出先別に進出先の名称・所在地、進出先の種類、搬出量を記載
「搬出先の種類」については「ストックヤードから搬出す土砂の搬出先の適正確認について」を参照ください。
なお、新規登録申請時点で「搬出先の種類」の記録がなく記載が困難な場合には「搬出先の種類」の記載を省略することができます。
ただし、その場合であっても登録後は第7条第1項に規定する管理状況年報報告の際には「搬出先の種類」の記載が必要となります。に留意願います。
- ⑤ **提出時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）**
報告に係る期間の最終日における堆積量を入力ください
- ⑥ **期間中の最大堆積量**
報告に係る期間中における最大堆積量を入力ください

2. 申請書ファイルにおける編集制限の内容（参考）

本ファイルでは、以下の編集の制限を設定しています

管理票（新規）	入力箇所以外の変更	セル書式設定	行の挿入	列の挿入	行の削除	列の削除
	X	O	O	X	O	X

※行及び列単位の書式設定は不可

その他、ファイル内のシート構成変更について編集の制限を行っています。

ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認（案）について

ストックヤード運営事業者登録規程（令和 5 年 3 月 3 日国土交通省告示第 157 号）（以下、「規程」という。）第 10 条第 1 項に規定する土砂の搬出先の事前確認に関する考え方は次のとおり。

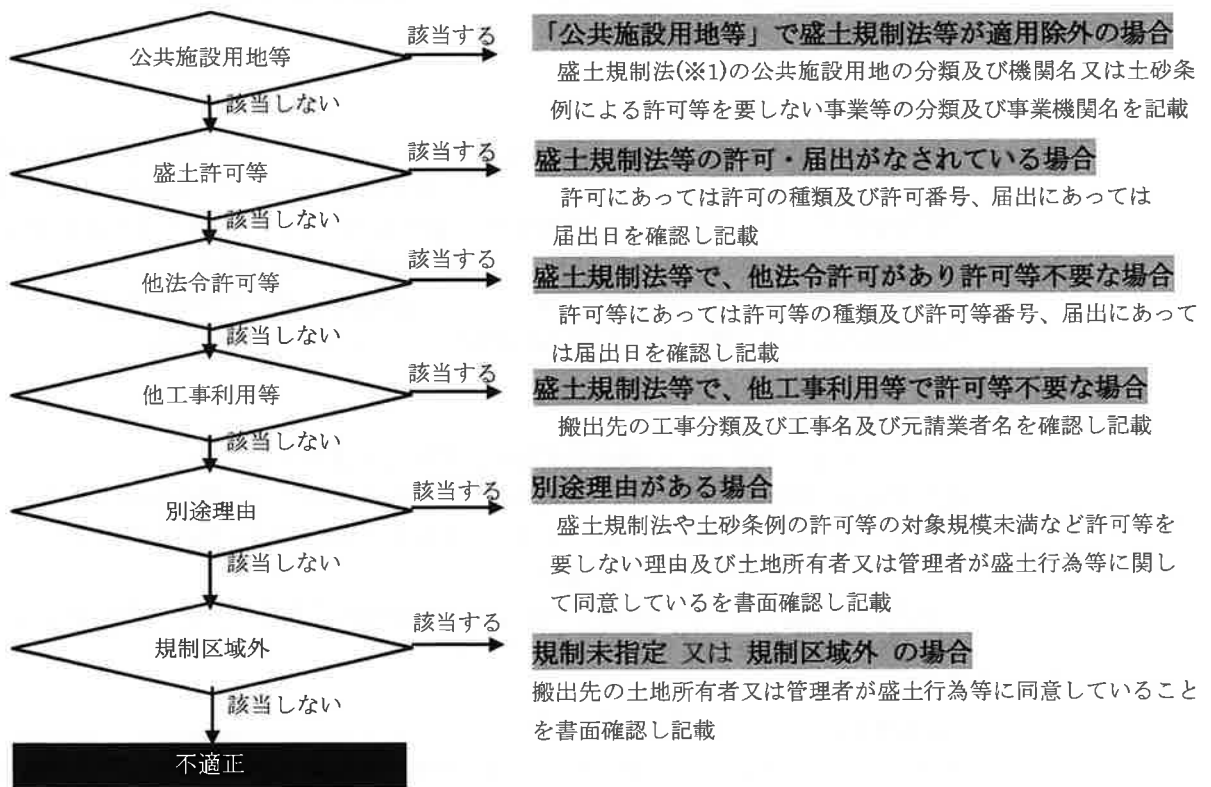
1. 概要

その運営するストックヤードから搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう、規程第 10 条第 1 項では、あらかじめストックヤード運営事業者が土砂の搬出先の適正確認を行いその結果を書面に記録することとしている。

2. 搬出先の適正確認の手順等

(1) 確認手順及び確認書面の記載事項

下記の事項を確認書面（※3）に記載（参考例を別紙 1 搬出先適正確認記録）に示す）



盛土規制法又は土砂条例の規制区域に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない

※1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（以下、「盛土規制法」という。）
 ※2 上記に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第 3 条第 1 項の規定により、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する
 ※3 規程第 10 条第 1 項の規定のとおり確認書面の作成に代えて電磁的記録によることができる

(2) 確認区分

1) [公共施設用地等]

次のいずれにも該当する場合。

- ・盛土規制法第2条第2号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合（参考資料 1. (3)、別紙参考資料 2. I (1) ②(i)~(ii)【検討中、変更の可能性あり】）
- ・地方公共団体で土砂の埋立て等に関する規制条例（以下「土砂条例」という。）が制定されている場合においては、当該条例で「国又は地方公共団体の事業」など同条例の許可等を要しない（参考2. (2)）と規定される場合

2) [盛土許可等]

次のいずれかの盛土許可等を有している場合。

- ・盛土規制法第12条第1項【宅地造成等工事規制区域内】（第16条第1項【同変更】）又は第30条第1項【特定盛土等規制区域内】（第35条第1項【同変更】）の許可
- ・盛土規制法第21条第1項【宅地造成等工事規制区指定時に実施中の工事】、第27条第1項【特定盛土等規制区域内】（第28条第1項【同変更】）又は第40条第1項【特定盛土等規制区域指定時に実施中の工事】の規定による届出
- ・土砂条例が制定されている場合においては、当該条例の許可又は届出

3) [他法令許可等]

次のいずれにも該当する場合。

- ・盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる工事」（参考資料 1. (2) ①から④、並びに別紙参考資料 2. I (1) ⑧(ii)及び(iv)~(V)【検討中、変更の可能性あり】）として許可等を要しない場合
- ・土砂条例が制定されている場合においては、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの（参考資料 2. (3)）に該当する場合

4) [他工事利用等]

上記(2)の1)から3)に該当せず次のいずれにも該当する場合。

- ・盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事（別紙参考資料 2. I (1) ⑧(i)、(iii)、(vi)~(viii)及び(x)【検討中、変更の可能性あり】）に該当する場合
- ・土砂条例が制定されている場合においては、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合（参考資料 2. (2)）

5) [別途理由]

搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域又は土砂条例制定地域であって、上記(2)1)から4)のいずれにも該当せず、盛土規制法や土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合（参考資料 1. (1)、2. (1)）。

6) [規制未指定]

搬出先が盛土規制法の規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区）未指定、かつ、土砂条例が制定されていない場合。

7) [規制区域外]

上記6)に該当せず、搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区又は土砂条例制定地域のいずれにも該当しない場合。

<参考資料>

1. 盛土規制法関係		検討中、変更の可能性あり	
(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可等を要する要件			
区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	① 盛土で高さ1m超の崖 ② 切土で高さ2m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く)
	特定盛土	—	④ 盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)
	土石の堆積	—	① 堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ※3 ② 堆積の面積500㎡超
特盛区域	特定盛土等	① 盛土で高さ1m超の崖 ② 切土で高さ2m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)
	土石の堆積	① 堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ※3 ② 堆積の面積500㎡超	① 堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ※3 ② 堆積の面積3,000㎡超

※1 宅地造成等工事規制区域(宅造区域)及び特定盛土等規制区域(特盛区域)の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にお問合せください。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により、地表面が水平面に対し30度を超えるものを指す。

※3 小規模の土石の堆積については、一定規模以下のものを許可不要とするよう想定(別紙参考資料 2. I (1) ⑧ (ix) 及び (x) ア・イ))

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

- ① 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ② 鉱業法(昭和5年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2

項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

- ③ 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ④ 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ⑤ ①から④に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定める工事（※）

※ ⑤の主務省令で定める工事については、現在パブリックコメントを実施している「宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）」の改正により規定する予定。規定内容の詳細については、別紙参考資料 2. I (1) ⑧(i)～(x)を参照【検討中、変更の可能性あり】。

(3) 公共施設用地（盛土規制法の適用除外）

盛土規制法第 2 条第 1 号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第 1 号から 4 号のとおり「公共施設用地」は宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。

<盛土規制法>

- ・盛土規制法第 2 条 1 号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

<宅地造成等規制法施行令（政令）>

- ・宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 2 条 法第 2 条第 1 号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの（※）及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの（※）

※主務省令で定める施設については、現在パブリックコメントを実施している「宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）」の改正により規定する予定。規定内容の詳細については、別紙参考資料 2. I (1) ②(i)～(ii)を参照【検討中、変更の可能性あり】。

2. 都道府県・市町村の定める土砂条例

(1) 土砂条例の許可等

地方公共団体によっては土砂条例を制定し一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

(2) 土砂条例の許可等を要しない事業等

土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

(3) 土砂条例の許可等を要しない他法令許可等

土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

※ 宅地造成等規制法施行規則等の一部改正に関するパブリックコメント概要
(期間：令和5年2月13日(月)～3月14日(火))

令和5年2月
国土交通省都市局
農林水産省農村振興局
林野庁

**「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案」及び
「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の
整備に関する省令案」について**

1. 背景

令和4年5月27日に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）が公布されたところである。今般、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている規定を施行するため、宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「旧規則」という。）等の関係省令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

I. 宅地造成等規制法施行規則の一部改正及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案関係

(1) 宅地造成等規制法施行規則の一部改正

- ① 改正法により、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に改めるとともに、この法律における主務省令は、主務大臣である国土交通大臣及び農林水産大臣が共同で発する命令とすることとされた。これを受け、旧規則の題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改正するとともに、主務大臣による共同の命令とする。
- ② 宅地造成等規制法において、公共施設用地については規制の対象から除くこととされているところ、盛土規制法により、規制対象行為及び規制区域が拡大することに伴い、以下のとおり公共施設を追加する。
 - (i) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号。以下「整備政令」という。）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「改正令」という。）第2条中「砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設」として、以下の施設を定める。

- ア 雨水貯留浸透施設
- イ 農業用ため池
- ウ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設

(ii) 改正令第2条中「国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設」として、以下の施設を追加する。

- ア 廃棄物処理施設
- イ 営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 急傾斜地崩壊防止施設

③ 盛土規制法により、都道府県は、おおむね5年ごとに、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査を行うものとしたこととした（盛土規制法第4条第1項）。これを受け、「主務省令で定める事項」について、盛土規制法で規定する「宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況」に加え、以下のとおり定める。

- ア 土地の利用状況
- イ 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地
- ウ 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地における災害発生の危険性

④ 盛土規制法により、都道府県知事は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならないこととした（盛土規制法第4条第2項）。これを受け、基礎調査の結果の通知方法及び公表方法について、以下のとおり定める。

(i) 関係市町村への通知方法

基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行うこと。

(ii) 公表方法

以下の事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。

- ア 宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地等区域
- イ 特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の

生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域
ウ 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害で相当数の
居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域
エ 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

- ⑤ 盛土規制法により、宅地造成等工事規制区域（以下「宅造区域」という。）、特定盛土等規制区域（以下「特盛区域」という。）及び造成宅地防災区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該区域を公示することとした（盛土規制法第10条第4項、第26条第4項及び第45条第3項）。これを受け、以下ア～ウの1以上により宅造区域、特盛区域又は造成宅地防災区域を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを定める。

ア 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番
イ 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
ウ 平面図

- ⑥ 盛土規制法により、規制区域内における宅地造成等に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないこととした（盛土規制法第11条及び第29条）。これを受け、工事の内容を周辺住民に周知させるための措置の方法について、以下のいずれかによることを定める。

ア 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
イ 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
ウ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
エ ア～ウのほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

また、以下に掲げる場合においては、アを必須とすることとし、これに該当しない工事については、アのほか、イ～エの方法も選択できることとする。

- ・ 改正令第7条第2項第2号に規定する土地において高さが15mを超える盛土をする場合
- ・ 都道府県の判断により条例又は規則で定める場合

- ⑦ 盛土規制法による規制対象行為の拡大、工事の技術的基準の強化及び工事の許可基準の要件追加等に伴い、工事の許可申請に係る添付書類について以下のとおり定める。

(i) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請の添付書類

- ア 図面（現行の旧規則第4条第1項で求める図面に加え、崖面崩壊防止施設の設置基準を満たしているかを確認するための同施設の断面図及び背面図を新たに規定）
- イ アの図面のうち改正令第21条各号に掲げる措置に係るものを作成した者が改正令第22条に規定する資格を有する者であることを証する書類
- ウ 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにした写真
- エ 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- オ 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - 一 登記事項証明書
 - 一 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- カ 資金計画書
- キ 盛土規制法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- ク 盛土規制法第11条の規定に基づく住民への周知措置を講じたことを証する書類
- ケ ア～クの書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

また、改正令第7条第2項第2号に規定する土地において、高さが15mを超える盛土をしようとする者は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を提出しなければならないこととする。

(ii) 土石の堆積に関する工事の許可申請の添付書類

- ア 図面（位置図、地形図、土石の堆積を行う土地の平面図・断面図を規定）
- イ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにした写真
- ウ 許可を受けようとする者が個人である場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- エ 許可を受けようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - 一 登記事項証明書
 - 一 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- オ 資金計画書
- カ 盛土規制法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- キ 盛土規制法第11条の規定に基づく住民への周知措置を講じたことを証する書類
- ク ア～キの書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

また、勾配が10分の1を超える土地で土石の堆積を行う場合に、堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じようとする者は、当該措置の内容を明らかにした書類及び図面（縮尺500分の1以上の平面図）を提出しなければならないこととするとともに、堆積した土石の周囲に空地及び柵等を設けない場合に、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講じようとする者は、当該措置の内容を明らかにした書類及び図面（縮尺500分の1以上の平面図）を提出しなければならないこととする。

特盛区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、盛土規制法第27条第1項の規定により届出をしようとする者又は第28条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、届出書に、特定盛土等については（i）ア・ウ・エ・オ・ケに掲げる書類、土石の堆積については（ii）ア・イ・ウ・エ・クに掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこととする。

- ⑧ 盛土規制法により、宅造区域内において行われる宅地造成等に関する工事のうち、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事及び特盛区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、同法による届出又は許可を不要とすることとし、改正令において、同令で定める工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるものについては、同法による届出又は許可を不要とすることとした（盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書及び第30条第1項ただし書）。これを受け、「主務省令で定めるもの」を以下のとおり定める。

- (i) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- (ii) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- (iii) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

- (iv) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- (v) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- (vi) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除染土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- (vii) 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- (viii) 国、地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - ア 地方住宅供給公社
 - イ 土地開発公社
 - ウ 日本下水道事業団
 - エ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - オ 独立行政法人水資源機構
 - カ 独立行政法人都市再生機構
- (ix) 宅地造成又は特定盛土等（改正令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- (x) 土石の堆積に関する工事のうち、次に掲げるもの
 - ア 改正令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
 - イ 改正令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高

と堆積した土石の表面の標高との差が30cm（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ウ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

- ⑨ 盛土規制法により、都道府県知事は、規制区域内において宅地造成等に関する工事の許可をした（特盛区域内において届出を受理した）ときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表しなければならないこととした（盛土規制法第12条第4項、第27条第2項及び第30条第4項）。これを受け、公表方法及び公表事項について、以下のとおり定める。

(i) 公表方法

インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。また、盛土規制法で規定する公表事項である「宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地」は、当該土地の位置を表示した図面とともに公表するものとする。

(ii) 公表事項

公表事項について、盛土規制法で規定する「工事主の氏名又は名称」及び「宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地」に加え、以下のとおり定める。

- ア 工事の許可年月日（工事の届出年月日）及び許可番号
- イ 工事施行者の氏名又は名称
- ウ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- エ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- オ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- カ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

- ⑩ 改正令により、擁壁を代替する施設として「崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるもの）」を新たに規定した（改正令第6条）。また、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置する場合として「盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面に擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるとき」を規定した（改正令第14条第1号）。これらを受け、主務省令で定める施設及び事象について以下のとおり定める。

(i) 崖面崩壊防止施設の定義

「鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設」

を規定する。

(ii) 擁壁の機能を損なう事象

- ア 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- イ 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- ウ その他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

⑪ 改正令により、「山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること」を新たに規定した（改正令第7条第2項第2号）。これを受け、主務省令で定める土地について、以下のとおり定める。

- ア 山間部にあつて、河川の流水が継続して存する土地
- イ 山間部にあつて、地形、草木の生茂の状況その他の状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地
- ウ ア・イの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

⑫ 盛土規制法により、新たに規制対象とすることとした土石の堆積に関する技術的基準について、以下のとおり定める。

(i) 堆積した土石の崩壊を防止するための措置

改正令第19条第1項第1号において、「堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと」とした。これを受け、主務省令で定める措置について以下のとおり定める。

- ・ 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるため構造物を設置する等の措置

(ii) 柵その他これに類するものの設置方法

改正令第19条第1項第4号において、「堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること」とした。これを受け、主務省令で定める設置方法について以下のとおり定める。

- ・ 工事の施行に係る土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けること

(iii) 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置

改正令第19条第2項において、「前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない」こととした。これを受け、主務省令で定める措置について以下のとおり定める。

(1) 次に掲げるいずれかの措置

ア 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（(2)において「鋼矢板等」という。）を設置すること

イ 次に掲げる全ての措置

- ・ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の当該堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
- ・ 堆積した土石の土質等に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

(2) 鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

⑬ 規制区域内における工事の計画の変更の際しての軽微な変更について、盛土規制法による規制対象行為の拡大及び工事の許可基準の要件追加等に伴い、以下のとおり定める。

(i) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

ア 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(ii) 土石の堆積に関する工事

ア 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

⑭ 盛土規制法により、規制区域内における宅地造成等に関する工事について、都道府県知事の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、都道府県知事の検査を申請しなければならないこととした（盛土規制法第17条第1項及び第4項並びに第36条第1項及び第4項）。また、中間検査についても同様に、特定工程に係る工事を終えたときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならないこととした（盛土規制法第18条第1項及び第37条第1項）。これを受け、完了検査・中間検査の申請期間及び中間

検査の申請方法について、以下のとおり定める。

(i) 完了検査・中間検査の申請期間

ア 完了検査：工事が完了した日から4日以内とする。

イ 中間検査：特定工程に係る工事を終えた日から4日以内とする。

(ii) 中間検査の申請方法

中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

⑮ 盛土規制法により、規制区域内における宅地造成等に関する工事について、都道府県知事の許可を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととした（盛土規制法第19条第1項及び第38条第1項）。これを受け、定期の報告方法、報告の期間及び報告の項目について、以下のとおり定める。

(i) 定期の報告方法

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにした写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

イ 土石の堆積に関する工事

報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(ii) 報告の期間

3ヶ月ごとにしなければならない。

(iii) 報告の項目

盛土規制法で規定する「工事の実施の状況」に加え、以下のとおり定める。

ア 工事の許可年月日及び許可番号

イ 前回の報告年月日

ウ 工事が施行される土地の所在地

また、盛土規制法で規定する「工事の実施の状況」の報告は、具体的に以下の事項について行うものとする。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

- ・ 報告の時点における盛土又は切土の高さ

- ・ 報告の時点における盛土又は切土の面積
- ・ 報告の時点における盛土又は切土の土量
- ・ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況

(2) 土石の堆積に関する工事の場合

- ・ 報告の時点における土石の堆積の高さ
- ・ 報告の時点における土石の堆積の面積
- ・ 報告の時点において堆積されている土石の土量
- ・ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

⑩ 盛土規制法により、都道府県知事は、略式代執行を行ったときは、当該措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、工事主等又は土地所有者等に負担させることができることとした（盛土規制法第20条第6項及び第39条第6項）。これを受け、当該費用の負担方法について、以下のとおり定めることとする。

- ・ 都道府県知事は、盛土規制法第20条第6項（盛土規制法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

⑪ 盛土規制法により、規制区域内の指定の際、当該区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定のあった日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならないこととした（盛土規制法第21条第1項及び第40条第1項）。また、届出を受理した都道府県知事は、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならないこととした（盛土規制法第21条第2項及び第40条第2項）。これを受け、届出の方法及び届出事項の公表方法・公表事項について以下のとおり定める。

(i) 届出の方法

ア 宅地造成又は特定盛土等（改正令第23条各号に掲げる規模のものに限る。）に関する工事

届出書に図面（位置図、地形図、盛土又は切土をしている土地の平面図）並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにした写真その他の書類を添付しなければならない。

イ 土石の堆積（改正令第25条第2項各号に掲げる規模のものに限る。）に関する工事

届出書に図面（位置図、地形図、土石の堆積を行っている土地の平面図）並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真その他の書類を添付しなければならない。

(ii) 公表方法

インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。また、盛土規制法で規定する公表事項である「宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地」は、当該土地の位置を表示した図面とともに公表するものとする。

(iii) 公表事項

公表事項について、盛土規制法で規定する「工事主の氏名又は名称」及び「宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地」に加え、以下のとおり定める。

ア 工事の届出年月日

イ 工事施行者の氏名又は名称

ウ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日

エ 盛土若しくは切土の高さ又は堆積している土石の最大堆積高さ

オ 盛土若しくは切土をしている又は土石を堆積している土地の面積

カ 盛土若しくは切土の土量又は堆積している土石の最大堆積土量

- ⑱ 盛土規制法により、規制区域内における宅地造成等に関する工事の許可を受け、又は届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならないこととした（盛土規制法第49条）。これを受け、主務省令で定める事項について、以下のとおり定める。

ア 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

ウ 工事施行者の氏名又は名称

エ 現場管理者の氏名又は名称

オ 宅地造成等に関する工事を行う区域の見取図

カ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

キ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

ク 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

ケ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

コ 工事関係者の連絡先

サ 許可又は届出を担当した都道府県の部署の名称及び連絡先

- ⑲ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部改正

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「畜舎省令」という。）第69条各号においては、畜舎等の建築等及び利

用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）に規定する畜舎建築利用計画の認定に当たり、適合させなければならない法律の規定を列挙しているところ、改正法による改正後の宅地造成等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項を畜舎省令第69条に追加する等の改正を行う。

II. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案関係

(1) 建築基準法施行規則の一部改正

整備政令において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条各号に列挙する建築基準関係規定に改正法による改正後の宅地造成等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項が追加されたことに伴い、これらの規定が適用される建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認の申請に際し、当該規定に適合することの確認に必要な図書を添付しなければならないこととする。

(2) 都市計画法施行規則及び都市再生特別措置法施行規則の一部改正

- ① 改正法における都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正により、宅造区域内における宅地造成又は特定盛土等及び特盛区域内における特定盛土等に関する工事の許可を要する開発行為について、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを許可の要件とすることとした。これを受け、当該開発行為に関する許可の申請において、申請書に資金計画を記載することとする旨の都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）の改正を行う。
- ② 改正法における都市計画法の改正により、宅造区域内における宅地造成又は特定盛土等及び特盛区域内における特定盛土等に関する工事の許可を要する開発行為について、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることを許可の要件とすることとした。これを受け、当該開発行為における工事施行者の変更について、その氏名若しくは名称又は住所の変更に限って、軽微な変更とする旨の都市計画法施行規則の改正を行う。
- ③ 盛土規制法により、宅造区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等及び特盛区域内において行われる特定盛土等に関する工事について、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなすこととした（盛土規制法第15条第2項及び第34条第2項）。これを受け、都市計画法施行規則及び都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）で定める開発行為許可申請書の備考欄に、宅造区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等及び特盛区域内において行われる特定盛土等に関する工事については、都市計画法の開発許可を受ける

ことにより、盛土規制法の許可を受けたものとみなす旨を追加する等の改正を行う。

- ④ 改正法における都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正により、指定都市及び中核市以外の市町村が、立地適正化計画に宅地被害防止事業を行う必要がある区域及び当該事業に関する事項を記載して公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって盛土規制法第2章から第4章まで、第7章及び第8章の規定に基づく事務（宅地造成等関係行政事務）を処理することができることとした。これを受け、宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、改正後の宅地造成等施行規則において都道府県知事が行うとされている事務の規定の適用において、都道府県知事とみなすとともに、市町村長が当該事務を処理する市町村は都道府県とみなす旨の都市再生特別措置法施行規則の改正を行う。

（3）その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月下旬

施 行：令和5年5月26日（改正法の施行の日）

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 3 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

資源有効利用促進法省令の改正及び
ストックヤード運営事業者登録規程について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和 4 年 10 月 11 日付け、事務連絡「資源有効利用促進法政省令の改正について」にて周知をいたしました措置に加えて、この度、資源有効利用促進法省令の更なる改正及びストックヤード運営事業者登録規程の創設をいたしましたので周知いたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、貴団体傘下の建設業者から、関係のあるストックヤード等へストックヤード運営事業者登録規程を周知いただくよう、格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

- 【別紙 1】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（概要）
- 【別紙 2】建設発生土から発生する土の搬出先の明確化等
- 【別紙 3】「資源有効利用促進法」を知っていますか？令和 5 年 3 月版（建設業者向けチラシ）
- 【別紙 4】ストックヤードの登録制度をご利用ください（ストックヤード業者向けチラシ）
- 【別紙 5】建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 6 号）
- 【別紙 6】ストックヤード運営事業者登録規程（令和 5 年国土交通省告示第 157 号）

資源有効利用促進法省令の改正及び
ストックヤード運営事業者登録規程について（概要）

令和 5 年 3 月
不動産・建設経済局建設業課

○施行日について

公布：令和 5 年 3 月 3 日

施行：(1)(① iiiを除く。)、(2)、(3)(第11条第 4 項を除く。)

…令和 5 年 5 月 2 6 日

(1)(① iiiに限る。)、(3)(第11条第 4 項に限る。)

…令和 6 年 6 月 1 日

○改正内容等について

(1)建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（指定副産物省令）の一部改正

①建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等（新設）

i. 元請業者等は、建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る元請業者等）に対し、以下の事項を記載した受領書（電磁的記録も可）の交付を求めるものとする。

a. 搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地

b. 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名

c. 搬出元（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）の名称及び所在地

d. 建設発生土の搬出量

e. 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

ii. 元請業者等は、受領書の交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認するとともに、当該受領書又はその写しを計画を作成した建設工事の完成日から 5 年を経過する日まで保存するものとする。

iii. 元請業者等は、建設発生土が計画に記載した搬出先（a. ～c. に該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先に関する i. a. ～e. の事項を記載した書面（電磁的記録も可）を作成するとともに、当該書面を計画を作成した建設工事の完成日から 5 年を経過する日まで保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

a. 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの

b. 建設発生土を利用しようとする他の工事現場（建設工事を施工する予定の場所を除く。）及び当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所

c. 建設発生土の一時置場（建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。）のうち国土交通大臣が定めるもの（（3）「ストックヤード運営事業者登録規程」による登録を受けたストックヤード運営事業者が運営するストックヤード）

②建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認（新設）

- i. 元請業者等は、500㎡以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成しようとするときは、あらかじめ以下の事項を確認した上で計画を作成するとともに、その確認の結果を記載した書面（電磁的記録も可）を作成するものとする
 - a. 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること
 - b. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する以下の事項
 - ・ 当該行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けていること
 - ・ 当該行為が同法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること
 - c. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- ii. 元請業者等は、500㎡以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに i. により作成した書面の内容を通知するものとする。これらの内容に変更があつたときも、同様とする。
- iii. i. により作成した書面は計画の一部として、計画本体と同様、作成時に発注者へ提出及び報告、内容の変更時に発注者へ報告するものとし、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、計画を作成した工事の完成後5年を経過する日まで保存するものとする。

(2) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（再生資源省令）の一部改正

- ・ 建設発生土の搬出元に対する受領書の交付（新設）

元請業者等は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は当該工事現場に係る元請業者等）に対し、速やかに、(1)① i. a. ~ e. の事項を記載した受領書を交付するものとする。

(3) 「ストックヤード運営事業者登録規程」の新設

ストックヤード（再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所）を運営する事業者を国土交通大臣が登録し、その登録を受けた事業者は、元請業者等と同様、土砂の搬出先の確認や受領書の交付等を求める。

(4) 経過措置

(1)① iii. を除く。)、(2)の改正は、施行日（令和5年5月26日）以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

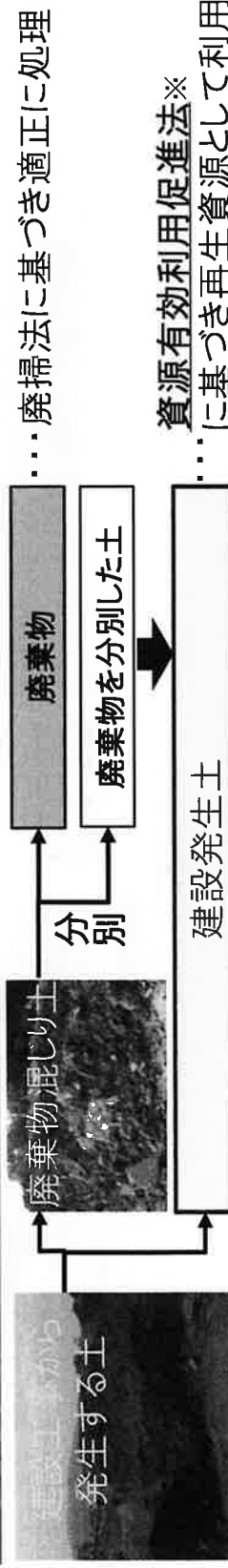
(1)① iii. 及びの改正は、施行日（令和6年6月1日）以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

以上

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

別紙2

建設工事から発生する土



※写真はイメージ

建設工事から発生する土

廃棄物

分別

廃棄物を分別した土

建設発生土

資源有効利用促進法※に基づき適正に処理

資源有効利用促進法※に基づき再生資源として利用

他工事利用

残土処分場

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

【指定利用等の取組状況】

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

国 : 99%
 都道府県 : 88% 政令市 : 77%
 市区町村(政令市除く) : 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m³→500m³）、保存期間の延長（1年→5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】

※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】

- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認を義務化【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】
- ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書

請負会社 : ●株式会社 ●●●●●●●●●●
 工事所在地 : ●●市 ●●町 ●●
 建設発生土 : ●●●●●●●●●● m³
 搬出先 : ●●工事 ●●●●●●●●●● m³
 : ●●処分場 ●●●●●●●●●● m³
 コンクリート : ●●●●●●●●●●
 アスファルト・コンクリート : ●●●●●●●●●●
 木材 : ●●●●●●●●●●

新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の建設業者への処分

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)等について

盛土規制法の施行にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(令和4年度第2弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。

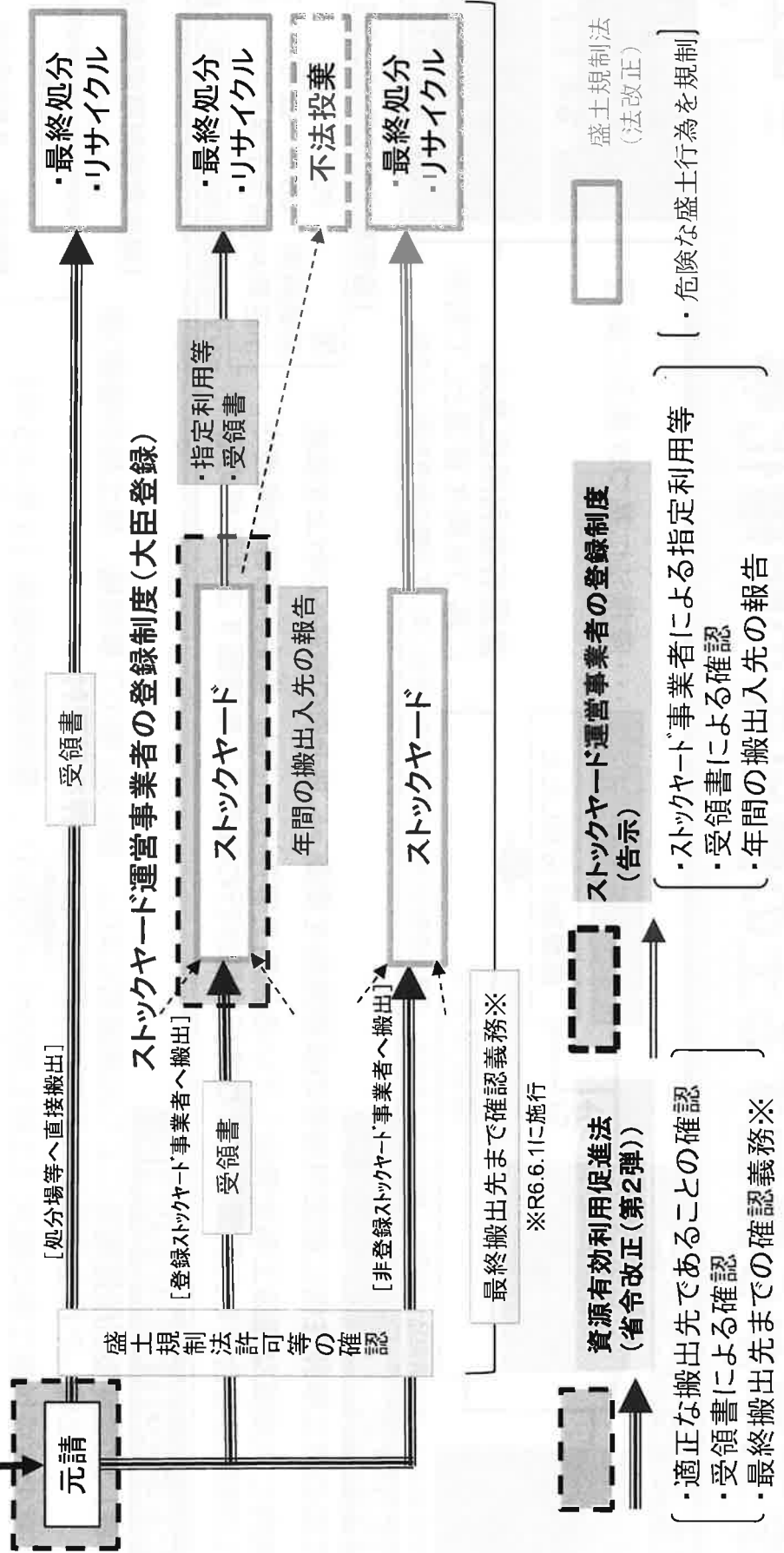
【目的】・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること

・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること

入契法適正化指針改正(閣議決定)
標準約款改正(中建審決定・勧告)

〔・指定利用等
・処理費用の適正な負担〕

・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度ともに、
盛土規制法の施行に合わせR5.5.26施行
・ただし、最終搬出先までの確認義務は、R6.6.1施行



資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)の概要

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するストックヤード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化。

◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正(第二弾)】

- (1) 適正な搬出先への確実な搬出
- ・元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料(確認結果票)として現場揭示
 - ・元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存
 - ・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合(搬出先が以下の①②③の場合を除く)には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存
- ※
- ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

(2) 土壌汚染対策法への対応

- ・元請業者は発注者の土壌汚染対策法等の手続状況を確認
- ・確認結果を(1)と同様に現場揭示

注) 令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み(第一弾)

(再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場揭示の義務化等)

(1)(2)を盛土規制法の施行に合わせ令和5年5月26日施行、ただし、(※)については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行

ストックヤード運営事業者登録制度の概要

ストックヤード運営事業者の登録制度について

●資源有効利用促進法省令改正（第2弾）と連携し、ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設

①ストックヤード運営事業者の登録制度創設の目的

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

②登録の拒否要件

- ・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者 など
- ・登録取消し後5年以内の者や盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者 など

③登録した業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成

- ①国又は地方公共団体が管理する場所
- ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
- ③登録ストックヤード

※ 本項目は令和6年6月1日から施行

- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 など
- ・ストックヤードに土砂が搬入された場合、搬入元に受領書を交付

④登録した事業者に対する国の対応等

国は、ストックヤード運営事業者の適正な運営を確保するため登録業者に対して以下の対応を実施

- ①業務に関する報告又は資料提出の請求
- ②業務に関する不正・不誠実行為等に対する勧告等
- ③不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

⑤発生土のリサイクルの促進

- ・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○政省令の一部改正（第一弾）（公布：R4.9.2／施行：R5.1.1）

○省令の一部改正（第二弾）（公布：R5.3.3／施行：R5.5.26（（5）2）はR6.6.1施行） 【下線部が第二弾改正点】
施行日以降に新たに契約した公共及び民間建設工事が対象

（1）発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

（2）契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

（3）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）の作成等

- ・元請企業は一定規模以上*1の工事を施工する場合、計画（確認結果票*2を含む（以下、同じ））を作成し、発注者へ提出、説明のうえ工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示することとなっています。
- ・元請企業は建設発生土を搬出する場合、確認結果票を作成することとなっています。
 - ①建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認
 - ②発注者等が行った土壌汚染対策法等の状況等の確認（発注者等は元請企業に状況等を説明）
- ・また、作成した計画を運送業者に通知することとなっています。
- ・なお、工事現場において責任者を置くことにより管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

（4）建設発生土の搬出後又は受入後に実施すること（元請企業）

1）搬出先の受領書の確認及び保管等

- ・元請企業は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを保存*3することとなっています。

2）建設発生土の受入後の受領書交付

- ・元請企業は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付することとなっています。

（5）建設工事の竣工後に実施すること（元請企業）

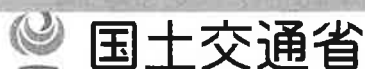
1）計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、計画の実施状況を把握して記録、保存*3し、また、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告することとなっています。

2）建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存

- ・元請企業は建設発生土が計画に記載した搬出先（次の①から④を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに当該搬出先の搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面*4を作成し、保存*3することとなっており、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様となっています。
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ②他の建設現場で利用する場合
 - ③ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

※3 保存期間は、建設工事の完了日から5年間



国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課（Tel: 03-5253-8111）

（令和5年3月版）

※1 計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. Co塊 } As塊 } …… 合計200t以上 建設発生木材 }	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. 砕石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

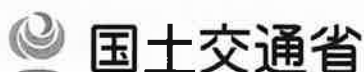
以下の参考様式は国土交通省のホームページを参照ください。

※2 計画書及び確認結果票

※4 建設発生土の最終搬出までの搬出先の名称や所在地等を記載した書面

「建設発生土の搬出先計画制度」で検索（令和5年3月末公開予定）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

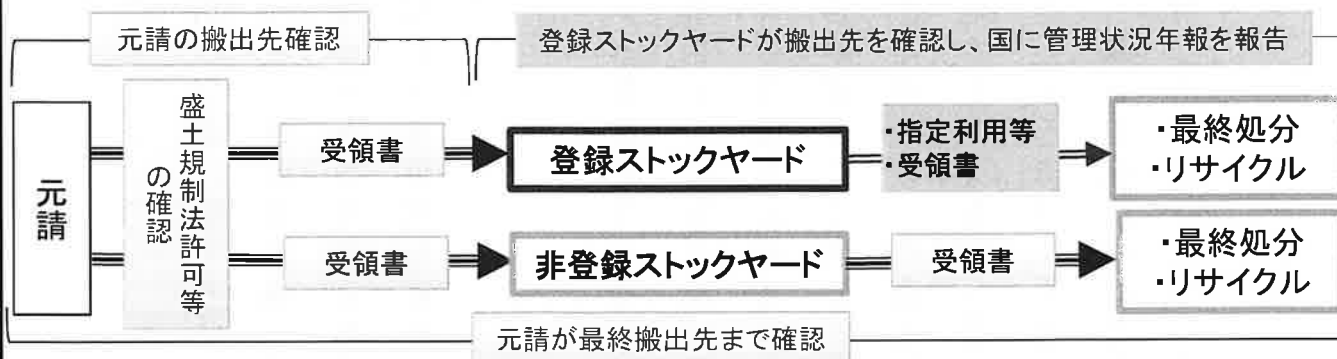


ストックヤードの登録制度をご利用ください

建設発生土の適正処理の観点から資源有効利用促進法省令改正（令和5年3月3日公布）と連携し、一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設しました。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを推進します。

ストックヤードを経由した場合の建設発生土の最終搬出先確認主体

- 登録制度（R5.5.26受付開始）
- 元請の最終搬出先確認義務（R6.6.1施行）



○登録申請可能なストックヤードの種類等

登録可能なストックヤードは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所であって、ストックヤード及び土質改良プラント、自社の資材置き場等が含まれます。なお、営利・非営利の別は問いません。

○ストックヤードを国に登録するメリット

- ・資源有効利用促進法省令では、元請業者は500m³以上の土砂を搬出する建設工事において、計画を作成することとしています。元請業者は搬出計画を作成した場合は、最終搬出先まで確認することが義務付けられます。その為、元請業者は、土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理する非登録ストックヤードか、登録ストックヤードのいずれかを選択する必要があります。登録ストックヤードは最終搬出先までの確認主体となるため、搬入元別に土砂を区分管理する必要がありません。

○登録ストックヤード運営事業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③④の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③登録ストックヤード
 - ④土砂処分場（再搬出を前提としないもの）
- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 等

○ストックヤード運営事業者の登録申請方法

電子メールにて管轄の地方整備局等へ申請ください。

【申請様式及び申請先については国土交通省のホームページを参照】※令和5年3月末公開予定

「ストックヤード運営事業者登録制度」で検索

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html



国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課 (TEL: 03-5253-8111)

○国土交通省令第六号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づき、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第一条 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第六條 元請建設工事事業者等は、建設発生土を第八條第一項の規定に

より作成した再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る元請建設工事事業者等。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三項及び第八條第八項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の交付を求めるものとする。

一 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称。第八條第二項第四号において同じ。）及び所在地

二 建設発生土の搬出先の管理者の商号、名称又は氏名

三 建設発生土の搬出元の名称（搬出元が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称）及び所在地

四 建設発生土の搬出量

五 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

2 元請建設工事事業者等は、前項の規定による交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、当該受領書に記載された同項第一号に掲げる事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、当該受領書又はその写しを当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成日から五年を経過する日まで保存するものとする。

3 元請建設工事事業者等は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の各号のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出

（新設）

改正前

に関する第一項各号に掲げる事項を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成日から五年を経過する日まで保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- 一 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であつて国土交通大臣が定めるもの
- 二 建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所
- 三 建設発生土の一時置場（建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。）のうち国土交通大臣が定めるもの

第七条 (略)

(再生資源利用促進計画の作成等)

第八条 元請建設工事事業者等は、次の各号のいずれかに該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

- 一・二 (略)
- 2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 (略)
 - 二 第九条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
 - 三 指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設、他の工事現場その他の指定副産物の搬出先への搬出量

第六条 (略)

(再生資源利用促進計画の作成等)

第七条 元請建設工事事業者等は、次の各号のいずれかに該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、当該再生資源利用促進計画の作成後速やかに、発注者に当該再生資源利用促進計画を提出するとともにその内容を説明するものとする。

- 一・二 (略)
- 2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 (略)
 - 二 第八条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
 - 三 指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量

四 指定副産物の種類ごとの搬出先の名称及び所在地

五〇七 (略)

3 元請建設工事事業者等は、第一項第一号に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、あらかじめ次に掲げる事項を確認した上で再生資源利用促進計画を作成するものとする。

一 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第七項又は第四条第一項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること

二 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

イ 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けていること

ロ 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること

三 前二号に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

4 前項の場合において、元請建設工事事業者等は、同項各号に掲げる事項の確認の結果を記載した書面を作成するものとする。

5 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、再生資源利用促進計画（前項の規定により作成した書面を含む。第九項を除き、以下同じ。）の作成後速やかに、発注者に当該再生資源利用促進計画を提出するとともにその内容を説明するものとする。

6 第三項の場合において、元請建設工事事業者等は、建設発生土の運

四 指定副産物の種類ごとの搬出先の名称（搬出先が他の工事現場である場合にあつては、建設工事の名称）及び所在地

五〇七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

搬を行う者に対し、第二項第三号及び第四号に掲げる事項並びに第三項各号に掲げる事項の確認の結果を通知するものとする。

7|| 元請建設工事業業者等は、第二項各号に掲げる事項又は第三項各号に掲げる事項の確認の結果について変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画を変更するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者にあつてはその変更の内容を発注者に速やかに報告し、第一項第一号に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する元請建設工事業業者等にあつてはその変更の内容(第二項第三号及び第四号に掲げる事項並びに第三項各号に掲げる事項の確認の結果に係るものに限る。)を当該指定副産物の運搬を行う者に通知するものとする。

8|| 元請建設工事業業者等は、工事現場において、再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用促進計画の内容を記録した電磁的記録を公衆の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

9|| 1d|| (略)

11|| 元請建設工事業業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成日から五年を経過する日まで保存するものとする。

第九条 (略)

3|| 元請建設工事業業者等は、前項各号に掲げる事項について変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画を変更するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者は、その変更の内容を発注者に速やかに報告するものとする。

4|| 元請建設工事業業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用促進計画の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

5|| 6|| (略)

7|| 元請建設工事業業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後五年間保存するものとする。

第八条 (略)

（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第二条 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第五條 元請建設工事業業者等は、建設発生土を第九條第一項の規定により作成した再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに、当該搬入元の管理者（当該搬入元が工事現場である場合にあつては、当該工事現場に係る元請建設工事業業者等）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九條第四項において同じ。）を含む。）を交付するものとする。</p> <p>一 建設発生土を搬入した建設工事の名称及び所在地</p> <p>二 建設発生土を搬入した建設工事に係る元請建設工事業業者等の商号、名称又は氏名</p> <p>三 建設発生土の搬入元の名称（搬入元が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称。第九條第二項第五号において同じ。）及び所在地</p> <p>四 建設発生土の搬入量</p> <p>五 建設発生土の搬入が完了した日</p> <p>（コンクリート塊の利用）</p> <p>第六條（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第四條第二項の規定は、コンクリート塊の利用について準用する。</p> <p>第七條・第八條（略）</p> <p>（再生資源利用計画の作成等）</p> <p>第九條（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第五條（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前條第二項の規定は、コンクリート塊の利用について準用する。</p> <p>第六條・第七條（略）</p> <p>第八條（略）</p> <p>（再生資源利用計画の作成等）</p>

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 (略)
- 二 第十条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
- 三・四 (略)
- 五 再生資源の種類ごとの搬入元の名称及び所在地

六〇八 (略)

3 (略)

4 元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を公衆の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

五〇七 (略)

第十条 (略)

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 (略)
- 二 第九条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
- 三・四 (略)
- 五 再生資源の種類ごとの搬入元の名称（搬入元が他の工事現場である場合にあつては、建設工事の名称）及び所在地

六〇八 (略)

3 (略)

4 元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

五〇七 (略)

第九条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第六条第三項の規定は、令和六年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の規定（第六条第三項の規定を除く。）及び第二条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に新たに請負契約を締結する建設工事に係る建設工事事業者について適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事に係る建設工事事業者については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第六条第三項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に新たに請負契約を締結する建設工事に係る建設工事事業者について適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事に係る建設工事事業者については、なお従前の例による

○国土交通省告示第百五十七号

ストックヤード運営事業者登録規程を次のように定める。

令和五年三月三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

ストックヤード運営事業者登録規程

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条―第九条）

第三章 業務（第十条―第十六条）

第四章 監督（第十七条―第十九条）

第五章 雑則（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、ストックヤード運営事業を行う者の登録に必要な事項を定めることにより、この規程に定める業務の適正な運営を確保し、ストックヤード運営事業の健全な発達を図り、もって

土砂の再生利用の促進及び適正な処分に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「ストックヤード」とは、再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所をいう。

2 この規程において「ストックヤード運営事業」とは、ストックヤードの運営を行う事業をいう。

3 この規程において「ストックヤード運営事業者」とは、次条第一項の登録を受けてストックヤード運営事業を行う者をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 スtockヤード運営事業を行う者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（前条第二項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる事務所の所在地及び連絡先

三 法人である場合においては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名

四 個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名

五 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名

六 事業年度の開始の日

七 次に掲げるいずれかの許可又は登録の有無

- イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可
- ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定による許可
- ハ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の規定による登録
- 八 その運営し、又は運営しようとするストックヤード（次のイ又はロに該当するものを除く。第十号において同じ。）の名称及び所在地並びに最大堆積可能量
- イ 次号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出がされていないもの
- ロ 第七条第二項第一号、第二号、第五号、第七号又は第九号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 九 その運営し、又は運営しようとするストックヤード（前号ロに該当するものを除く。）における土砂の堆積その他の行為についての次に掲げる許可、認可、認定、認証又は届出（以下「許可等」という。）の要否及び有無
- イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の規定による許可又は同法第二十一条第

一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第四十条第一項の規定による届出

ロ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）又は第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可

ハ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定による認可

ニ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条又は第二十条第一項の規定による認可
ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の規定による許可

ヘ 地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例の規定による許可又は届出

ト 地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定

チ 民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証

十 その運営し、又は運営しようとするストックヤードで取り扱う土質の区分その他取り扱う土砂に関する情報

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付するものとする。
ただし、前項第七号イからハまでに掲げる許可若しくは登録を受けている者又は同項第九号ハ若しくはニに掲げる認可を受けている者にあつては、第二号から第五号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 別記様式第二号による次条各号のいずれにも該当しない旨及びその業務を誠実に行う旨を誓約する書面
- 二 別記様式第三号による登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員等をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）を含む。）及びその支配人の住所、生年月日等に関する調書
- 三 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。）及びその支配人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 四 法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
- 五 個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書
- 六 前項第七号イからハまでに掲げる許可又は登録を受けている者にあつては、当該許可又は登録を受けていることを証する書面の写し

七 前項第九号イからチまでに掲げる許可、認可、認定若しくは認証を受け、又は届出をしている者にあつては、当該許可、認可、認定若しくは認証を受け、又は届出をしていることを証する書面の写し

八 既に運営しているストックヤードがあるときは、別記様式第四号による当該ストックヤードにおける過去一年間の土砂の搬入量及び搬入元並びに搬出量及び搬出先を記載した書類

3 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間の満了の日の百八十日前の日から四十二日前の日までに、第一項の規定による登録申請書の提出を行うものとする。

(登録の拒否)

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により登録の申請をした者（次条第二項及び第三項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の登録申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第十八条第一項の規定により同項各号（第四号を除く。）に該当するものとして登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの日から三十日前まで当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から五

年を経過しないものを含む。)

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

六 精神の機能の障害によりストックヤード運営事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員等又は支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 個人でその支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 ストックヤード運営事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めると足りる相当の理由がある者

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
(登録の実施及び公表)

第六条 国土交通大臣は、第四条第一項の規定による登録の申請があつたときは、前条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項をストックヤード運営事業者登録簿に登録をするものとする。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日、登録の有効期間及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

3 国土交通大臣は、前条の規定により登録を拒否するときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

4 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者登録簿(第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項(同項第四号に掲げる事項にあつては、支配人の氏名に限る。))に係る部分を除く。)を一

般の閲覧に供するものとする。

(管理状況年報の報告等)

第七条 ストックヤード運営事業者は、毎事業年度の終了後三月以内に、その運営するストックヤードにおける土砂の管理状況を別記様式第五号により国土交通大臣に報告しなければならない。

2 ストックヤード運営事業者は、当該ストックヤード運営事業者又はその運営するストックヤードにおける土砂の堆積その他の行為について次に掲げる不利益処分(行政手続法(平成五年法律第十八号)第二項第四号に規定する不利益処分をいう。以下この項及び第十八条第一項第四号において同じ。)を受けたときは、当該不利益処分に係る同法第十五条第一項の規定による通知があった日から七日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

一 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十条第二項から第四項まで、第二十三条第一項若しくは第二項、第三十九条第二項から第四項まで又は第四十二条第一項若しくは第二項の規定による命令

二 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十二条第二項又は第四十一条第二項の規定による勧告

三 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十条第一項又は第三十九条第一項の規定による許可の取消し

四 鉱業法第八十三条第一項の規定による租鉱権の取消し

五 採石法第三十三条の十三第一項若しくは第二項又は第三十三条の十七の規定による命令

六 採石法第三十三条の十二の規定による認可の取消し

七 砂利採取法第二十三条第一項又は第二項の規定による命令

八 砂利採取法第二十六条の規定による認可の取消し

九 地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例の規定による災害の発生の防止するために必要な措置の実施、堆積された土砂の撤去、土砂の堆積の停止等に関する勧告又は命令

十 地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例の規定による許可等の取消し

(変更の届出)

第八条 ストックヤード運営事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を別記様式第一号により国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項が第五条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合を除き、当該事項をストックヤード運営事業者登録簿に記載して、変更の登録をし、その旨を届出をした者に通知するものとする。

(廃業等の届出)

第九条 ストックヤード運営事業者が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、別記様式第六号によりその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

- 一 ストックヤード運営事業者である個人が死亡した場合 相続人
 - 二 ストックヤード運営事業者である法人が合併により消滅した場合 その法人の役員であった者
 - 三 破産手続開始の決定を受けた場合 破産管財人
 - 四 ストックヤード運営事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人
 - 五 ストックヤード運営事業を廃止した場合 ストックヤード運営事業者であった個人又はストックヤード運営事業者であった法人の役員
- 2 ストックヤード運営事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、登録は、その効力を失う。

第三章 業務

(土砂の搬出先に関する事項の確認等)

第十条 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから土砂を搬出しようとするとき(その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。)は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果を記載した書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。

）を作成するものとする。

一 搬出先における土砂の堆積その他の行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること

二 搬出先における土砂の堆積その他の行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること

三 前二号に掲げる事項のほか、搬出先が適正であることを確認するために必要な事項

2 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードからの土砂の搬出を他の者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに前項の規定による確認の結果を通知するものとする。

3 ストックヤード運営事業者は、土砂の搬出を委託した者に対し支払う代金に、土砂の運搬費その他の土砂の処理に要する経費を適切に反映するよう努めるものとする。

（受領書の交付等）

第十一条 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードに土砂が搬入されたときは、当該土砂の搬入元に対し、次に掲げる事項を記載した受領書（当該事項を記載した電磁的記録を含

む。以下この条及び第十四条において同じ。）を交付するものとする。

- 一 土砂を搬入したストックヤードの名称及び所在地
 - 二 ストックヤード運営事業者の商号又は名称（個人である場合にあつては、その者の氏名）
 - 三 土砂の搬入元の名称（搬入元が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称）及び所在地
 - 四 土砂の搬入量
 - 五 土砂の搬入が完了した日
- 2 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから土砂を搬出したときは、当該土砂の搬出先に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるとする。
 - 一 搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称）及び所在地
 - 二 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
 - 三 土砂を搬出したストックヤードの名称及び所在地
 - 四 土砂の搬出量
 - 五 土砂の搬出先への搬出が完了した日
 - 3 ストックヤード運営事業者は、前項の規定による交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、当該受領書に記載された同項第一号に掲げる事項が前条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を確認した搬出先の名称及び所在地と一致することを確認するもの

とする。

4 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから搬出した土砂が前条第一項の規定により同項各号に掲げる事項について確認した搬出先（次の各号のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する第二項各号に掲げる事項を記載した書面を作成するものとする。当該土砂が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

一 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所

二 土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所

三 ストックヤード運営事業者が運営するストックヤード

（土砂の搬入及び搬出の管理）

第十二条 ストックヤード運営事業者は、土砂の搬入及び搬出にあたり、搬入元又は搬出先ごとに、土砂の搬入量又は搬出量を管理し、記録することとする。

（法令の遵守）

第十三条 ストックヤード運営事業者は、自ら法令を遵守するとともに、その運営するストックヤードに土砂を搬入し、又は当該ストックヤードから土砂を搬出する者に対し、土砂の搬入又は搬出に

使用する車両において過積載を行わないよう周知するとともに、土砂の搬入又は搬出に関する法令を遵守するよう指導に努めるものとする。

(記録等の保存)

第十四条 ストックヤード運営事業者は、第七条第一項及び第二項の規定による報告、第十条第一項の規定による同項各号に掲げる事項の確認の結果、第十一条第一項の規定により土砂の搬入元に対して交付した受領書、同条第二項の規定による交付の求めを行った場合に土砂の搬出先から交付を受けた受領書、同条第四項の規定により作成した書面並びに第十二条の規定により作成した記録（以下この条及び次条において「記録等」という。）について、その写しを記録等の作成後五年間保存することとする。

(記録等の閲覧又は謄写の請求)

第十五条 ストックヤード運営事業者が運営するストックヤードに土砂を搬入した者若しくは搬入しようとする者又は当該ストックヤードから土砂を搬出した者若しくは搬出しようとする者は、当該ストックヤード運営事業者に対し、当該ストックヤード運営事業者が作成した記録等の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該ストックヤード運営事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報に係る部分を除き、当該請求を拒むことができない。

(標識の掲示)

第十六条 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第七号による標識を掲げるものとする。

2 登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

第四章 監督

(ストックヤード運営事業者に対する勧告等)

第十七条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該ストックヤード運営事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、必要な勧告をすることができる。

一 第十条から第十六条までの規定に違反したとき

二 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けたストックヤード運営事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該ストックヤード運営事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(登録の取消し)

第十八条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録を取り消すものとする。

一 第五条各号のいずれかに該当するに至ったとき又は登録の時点において同条各号のいずれかに該当していたことが判明したとき

二 不正な手段により登録を受けたとき

三 正当な理由なく第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 その運営するストックヤードについて第七条第二項各号に掲げる不利益処分を受け、その内容により、第十条から第十六条までに規定する業務を適正に行うことができないと認められるとき

五 当該ストックヤード運営事業者が行う土砂の堆積その他の行為によって災害の発生又は生活保全上の支障を生じるおそれがあると認められるとき

六 前条第三項の規定による国土交通大臣の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

七 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の勧告に従わなかったとき

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

3 第六条第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しがあつた場合について準用する。

(登録の抹消)

第十九条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者について第三条第二項若しくは第九条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を抹消したときは、登録を抹消したストックヤード運営事業者に係る第六条第一項各号に掲げる事項をストックヤード運営事業者登録簿から抹消記録簿へ移すとともに、当該抹消記録簿を登録の抹消後五年間保存するものとする。

第五章 雑則

(権限の委任)

第二十条 この規程に規定する国土交通大臣の権限は、登録を受けようとする者又はストックヤード運営事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則

この告示は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、第十一条第四項の規定は、令和六年六月一日から施行する。

ストックヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書			
登録の種類	新規・更新・変更	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※登録有効期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
<p>この申請書により、ストックヤード運営事業者の登録を申請します。 この申請書により、ストックヤード運営事業者の登録の更新を申請します。 この変更届出書により、ストックヤード運営事業者の登録事項の変更を届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			
フリガナ			
商号、名称又は氏名			
主たる事務所の所在地・連絡先		郵便番号 (-)	都道府県： TEL： - -
		E-mail	
法人である場合	フリガナ 代表者の氏名		
<p>・法人である場合の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）及び支配人の氏名及び役名等</p> <p>・個人である場合の本人及び支配人の氏名</p>			
	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名
			役名等（常勤・非常勤）
未成年者である場合の法定代理人	法定代理人が個人である場合	フリガナ 氏 名	
		住 所	郵便番号 (-) TEL： - -
	法定代理人が法人である場合	フリガナ 商号又は名称	
		住 所	郵便番号 (-) TEL： - -
		フリガナ 役員等の氏名 役名等 (常勤・非常勤)	
事業者が定める事業年度の開始日		月 日	
関連する許可等の状況			
名称		許可等の有無	
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項のいずれかの規定による許可			
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録			
取り扱う土質や料金表等の情報に関する自社のインターネット掲載状況（任意）			
掲載URL			

備 考

- ※印のある欄は、申請者は記入しないこと。
- 「登録の種類」については、新規申請の場合は「新規」を、登録の更新の場合（更新の際に申請書の記載事項に変更がある場合を含む。）は「更新」を、その他「更新」以外で申請書の記載事項に変更が生じた場合は「変更」を選択すること。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載し、常勤・非常勤の別を記載することは要しない。
- 申請者又は届出者は、国が登録審査にあたり実施する警察当局への意見聴取に際し、本申請書（添付書類を含む。）に記載した個人情報（法人である場合の役員等（代表者を含む。）又は支配人若しくは個人である場合の本人、支配人若しくは法定代理人に係るもの）を警察当局に提供されることについて、それぞれ同意を得て申請又は届出を行うこと。
- 更新申請又は変更届に際して前回登録から変更のあった内容は赤文字とすること。

別記様式第一号(2) (第四条第一項関係)

ストックヤード (箇所目)			
登録の種類	新規・変更・解除	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	(-)
名称		所在地	都道府県
TEL			
最大堆積可能量			m ³
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可			
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出			
鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可			
採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は第33条の5第1項の規定による認可			
砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条又は第20条第1項の規定による認可			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可			
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可			
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出			
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出(販売)土質区分(処分目的を除く)	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土	
<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土			
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備 考

- ※印のある欄は、申請者は記入しないこと。
- 「登録の種類」については、新規登録のストックヤードの場合は「新規」を、登録済みのストックヤードの登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除を申請する場合は「解除」を選択すること。
- 変更の際に前回登録から変更を行う内容は赤字とすること。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
 - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
 - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準(国官技第112号、国官総第309号、国富計第59号、平成18年8月10日)及び建設汚泥処理土利用技術基準(国官技第50号、国官総第137号、国富計第41号、平成18年6月12日)による区分を標準とする。なお、搬出(販売)土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号(1)にURLを記載すること。

誓 約 書

申請者、申請者の役員等、申請者の支配人〔、法定代理人及び法定代理人の役員〕は、以下の項目に該当しない者であることを誓約します。

- (チェック)
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - 二 スtockヤード運営事業者登録規程（以下「規程」という。）第18条第1項の規定により同項各号（第4号を除く。）に該当するものとして登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日の30日前まで当該法人の役員等であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - 六 精神の機能の障害によりStockヤード運営事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - 七 Stockヤード運営事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
 - 九 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者。

申請者として、以下の業務を誠実に実施することを誓約します。

- (チェック)
- 一 Stockヤードから土砂を搬出しようとするとき（その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。）は、あらかじめ、規程第10条第1項の規定により搬出先の確認を行います。
 - 二 Stockヤードからの土砂搬出を他者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに規程第10条第1項の規定による搬出先の確認結果を通知します。
 - 三 土砂搬出を委託した者に対し支払うべき代金に、土砂の運搬費その他の土砂の処理に要する経費を適切に反映するよう努めます。
 - 四 Stockヤードに土砂を搬入したときは、当該土砂の搬入元に対し、規程第11条第1項の規定により受領書を交付します。
 - 五 Stockヤードから他の工事現場等に土砂を搬出したときは、規程第11条第2項の規定により搬出先に対し受領書の交付を求め、同条第3項の規定により搬出先の名称及び所在地が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先と一致することを確認します。
 - 六 土砂が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先から他の搬出先に運搬されたときは、当該他の搬出先が規程第11条第4項各号に該当する場合を除き、速やかに当該搬出先の名称、所在地、搬出量等を記載した書面を作成します。また、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様に行います。
 - 七 土砂の搬入及び搬出にあたり、搬入元又は搬出先ごとに、土砂の搬入量又は搬出量を管理し、記録します。
 - 八 自ら法令を遵守するとともに、Stockヤードに土砂を搬入し、又は当該Stockヤードから土砂を搬出する者に対し、土砂の搬入又は搬出に使用する車両において過積載を行わないよう周知するとともに、土砂の搬入又は搬出に関する法令を遵守するよう指導に努めます。
 - 九 規程第14条の規定により必要な記録等を保存します。
 - 十 規程第15条の規定によりStockヤードを利用した者及び利用しようとする者から記録等の閲覧等の請求があったときは閲覧等に供します。
 - 十一 規程第16条の規定によりStockヤードごとに、公衆の見やすい場所に、標識掲げます。

令和 年 月 日

〃
 商号又は名称
 氏名
 法定代理人
 商号又は名称
 氏名

※ 各誓約項目を全て確認し、✓を入れること（□→☑）

※ 商号又は名称、代表者及び法定代理人、役員等、支配人のいずれかに変更があった場合には、誓約書の内容を再確認し変更届を行うこと

土砂搬入搬出管理票（新規）

ストックヤード運営事業者登録規程第4条第2項第8号の規定により、下記のとおり提出します。

令和 年 月 日 現在

申請者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名（法人の場合）

ストックヤードの 名称・所在地	名称			
	所在地	都道府県		
最大堆積可能量				m ³
提出に係る期間		年 月 日	～	年 月 日
期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】				m ³
期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】				m ³
搬出先の工事等の名称及び施工場所			搬出先の種類	搬出量 m ³
上記以外の搬出先 箇所 ※				
提出時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）				m ³
期間中の最大堆積量				m ³

備 考

- 1 既に運営しているストックヤードがある場合は過去1年間の実績について可能な範囲で記載すること。
- 2 搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。
- 3 ※印の欄は、事業年度における1箇所当たりの搬出量が100m³未満である搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができる。

土砂搬入搬出管理年報

ストックヤード運営事業者登録規程第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

殿

届出者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名（法人の場合）

登録年月日及び登録番号		令和 年 月 日 第 号			
ストックヤードの 名称・所在地	名称				
	所在地	都道府県			
最大堆積可能量					m ³
今回の報告に係る期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
今回の報告に係る期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】					m ³
今回の報告に係る期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】					m ³
		搬出先の工事等の名称及び施工場所			搬出量 m ³
		搬出先の種類			m ³
		上記以外の搬出先 箇所 ※			
今回報告時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）					m ³
前回報告時点からのストックヤード内の土砂等の量の増減（堆積量の増減）					m ³
今回の報告に係る期間中の最大堆積量					m ³

備 考

- 1 事業年度ごとに登録ストックヤードごとに記載し登録を受けた地方整備局長等へ報告すること。
- 2 搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。
- 3 ※印の欄は、事業年度における1箇所当たりの搬出量が100m³未満である搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができる。

廃業等届出書

ストックヤード運営事業者登録規程第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

殿

届出者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名（法人の場合）

受付番号
 受付年月日
 スtockヤード運営事業者登録番号

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃業	
ストックヤード運営事業者	商号又は名称	
	氏 名 <small>（法人にあっては代表者の氏名）</small>	
	主たる事務所の所在地	
届出事由の生じた日	令和 年 月 日	
ストックヤード運営事業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元役員 3. 元個人事業者 4. 破産管財人 5. 清算人	

備考

- 1 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- 2 届出先は登録を受けている地方整備局長等を選択すること。
- 3 「届出の理由」及び「ストックヤード運営事業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 4 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

別記様式第七号（第十六条第一項関係）

ス ト ッ ク ヤ ー ド 登 録 票		
登 録 番 号	第 号	
登 録 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
商 号 又 は 名 称		
代 表 者 氏 名		
主 な 事 務 所 の 所 在 地	電 話 番 号 ()	
ス ト ッ ク ヤ ー ド	登 録 番 号	第 号
	名 称	
	所 在 地	電 話 番 号 ()

35 cm以上

25 cm以上

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○政省令の一部改正（第一弾）（公布：R4.9.2／施行：R5.1.1）

○省令の一部改正（第二弾）（公布：R5.3.3／施行：R5.5.26（（5）2）はR6.6.1施行） 【下線部が第二弾改正点】
施行日以降に新たに契約した公共及び民間建設工事が対象

（1）発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

（2）契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

（3）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）の作成等

- ・元請企業は一定規模以上^{*1}の工事を施工する場合、計画（確認結果票^{*2}を含む（以下、同じ））を作成し、発注者へ提出、説明のうえ工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示することとなっています。
- ・元請企業は建設発生土を搬出する場合、確認結果票を作成することとなっています。
 - ①建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認
 - ②発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續状況等の確認（発注者等は元請企業に手續状況を説明）
- ・また、作成した計画を運送事業者に通知することとなっています。
- ・なお、工事現場において責任者を置くことにより管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

（4）建設発生土の搬出後又は受入後に実施すること（元請企業）

1）搬出先の受領書の確認及び保管等

- ・元請企業は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを保存^{*3}することとなっています。

2）建設発生土の受入後の受領書交付

- ・元請企業は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付することとなっています。

（5）建設工事の竣工後に実施すること（元請企業）

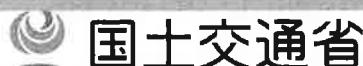
1）計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、計画の実施状況を把握して記録、保存^{*3}し、また、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告することとなっています。

2）建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存

- ・元請企業は建設発生土が計画に記載した搬出先（次の①から④を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに当該搬出先の搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面^{*4}を作成し、保存^{*3}することとなっており、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様となっています。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

※3 保存期間は、建設工事の完了日から5年間



※1 計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. Co塊 } As塊 } …… 合計200t以上 建設発生木材 }	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. 碎石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

以下の参考様式は国土交通省のホームページを参照ください。

※2 計画書及び確認結果票

※4 建設発生土の最終搬出までの搬出先の名称や所在地等を記載した書面

「建設発生土の搬出先計画制度」で検索（令和5年3月末公開予定）

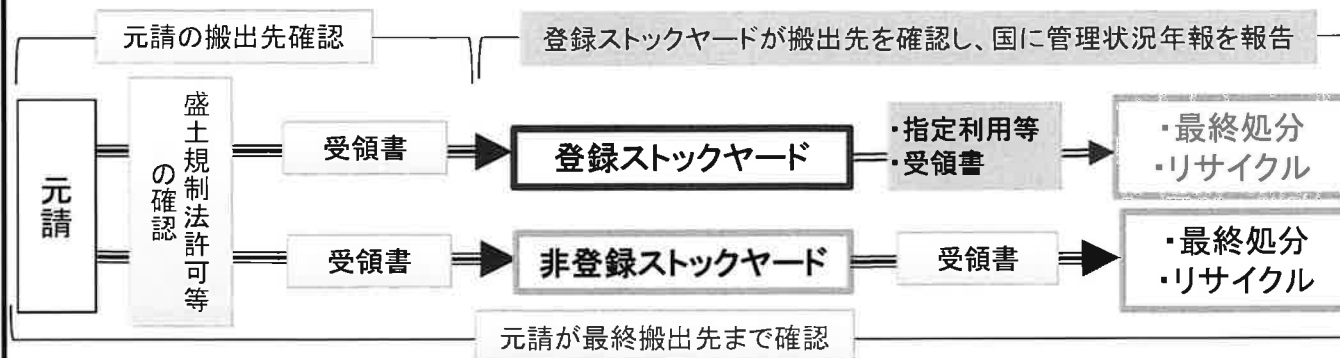
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

ストックヤードの登録制度をご利用ください

建設発生土の適正処理の観点から資源有効利用促進法省令改正（令和5年3月3日公布）と連携し、一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設しました。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを推進します。

ストックヤードを経由した場合の建設発生土の最終搬出先確認主体

- 登録制度（R5.5.26受付開始）
- 元請の最終搬出先確認義務（R6.6.1施行）



○登録申請可能なストックヤードの種類等

登録可能なストックヤードは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所であって、ストックヤード及び土質改良プラント、自社の資材置き場等が含まれます。なお、営利・非営利の別は問いません。

○ストックヤードを国に登録するメリット

- ・資源有効利用促進法省令では、元請業者は500m³以上の土砂を搬出する建設工事において、計画を作成することとしています。元請業者は搬出計画を作成した場合は、最終搬出先まで確認することが義務付けられます。その為、元請業者は、土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理する非登録ストックヤードか、登録ストックヤードのいずれかを選択する必要があります。登録ストックヤードは最終搬出先までの確認主体となるため、搬入元別に土砂を区分管理する必要がありません。

○登録ストックヤード運営事業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③④の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③登録ストックヤード
 - ④土砂処分場（再搬出を前提としないもの）
- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告等

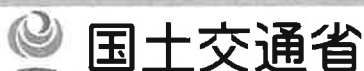
○ストックヤード運営事業者の登録申請方法

電子メールにて管轄の地方整備局等へ申請ください。

【申請様式及び申請先については国土交通省のホームページを参照】※令和5年3月末公開予定

「ストックヤード運営事業者登録制度」で検索

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html



不動産・建設経済局 建設業課 (Tel: 03-5253-8111)

事務連絡

令和5年3月17日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事業部

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）および
優良木造建築物等整備推進事業について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建築物の木造化に係る支援制度（令和5年度予算）として、「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」および「優良木造建築物等整備推進事業」の2事業を盛り込んでいるところです。

この度、国土交通省より、予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、募集要領（案）等について、事前の周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

01_事業概要【参考URL】

02_募集要領（案）【木造先導（一般）及び優良木造】

03_募集要領様式（案）【木造先導（一般）及び優良木造】

【国土交通省 関連サイト】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000091.html

以上

（担当）事業部 川瀬

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）

令和5年度当初予算：
環境・ストック活用推進事業（66.29億円）の内数

木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

(1) 多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】

先導的な木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】

木造化による掛増し費用の1/2以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%)

※補助額の上限は合計5億円



木造・S造平面混構造
12階建てビル



純木造
11階建て研修所

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物（公募し、有識者委員会により選定）

- ① 構造・防火面で先導的な設計・施工技術の導入され、耐久性にも十分配慮するもの
- ② 使用材料や工法の工夫によるコスト低減等の木材利用に関する建築生産システムの先導性を有するもの
- ③ 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ④ 建築基準上、構造・耐火火面の特段の措置を要する一定規模以上のもの
(防火・準防火地域：延べ面積500㎡超又は3階以上、その他地域：延べ面積1000㎡超又は3階以上に限る)
- ⑤ 先導的な技術について、内容を検証し取りまとめ公表するもの
- ⑥ 建築物及びその情報が、竣工後に多数の者の目に触れると認められるもの
- ⑦ 省工不基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

(2) 実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等の新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費・建設工事費】

定額（上限3千万円）



CLT（直交集成板）パネル CLT工法による実験棟



● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟
(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

優良木造建築物等整備推進事業

令和5年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（279.18億円）の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。

補助事業の概要

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の10%)

※補助額の上限は合計3億円

● 補助要件

下記の要件を満たす木造建築物

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
(共同住宅等：4階以上、非住宅：延べ面積1000㎡超又は3階以上に限る)
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途のもの

(劇場、集会場、病院、ホテル、共同住宅、児童福祉施設等、学校、美術館、図書館、
百貨店、展示場、物販店舗、事務所 等)

- ④ 多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの
- ⑤ 省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

【補助対象のイメージ】



中層の木造建築物（事務所）のイメージ